

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月19日
【事業年度】	第19期（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目13番1号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO コーポレート本部長 平林 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番1号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO コーポレート本部長 平林 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	3,045,538	5,311,071	7,435,418	8,452,113	14,540,835
経常利益 (千円)	554,922	1,130,647	1,812,008	1,113,716	1,164,252
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	394,850	725,970	1,293,475	812,388	617,678
包括利益 (千円)	428,124	796,746	1,331,159	810,716	637,826
純資産額 (千円)	3,414,326	5,582,068	6,980,777	7,863,203	8,587,296
総資産額 (千円)	4,009,972	7,127,400	8,538,329	9,351,008	15,162,163
1株当たり純資産額 (円)	164.05	248.80	310.47	350.71	382.10
1株当たり当期純利益 (円)	21.04	35.03	60.07	37.62	28.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	19.83	32.67	56.25	35.78	27.99
自己資本比率 (%)	80.8	75.0	78.5	81.1	54.7
自己資本利益率 (%)	16.2	16.9	21.5	11.4	7.8
株価収益率 (倍)	55.4	139.3	63.9	34.4	36.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	374,377	930,297	1,361,468	853,232	600,073
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,841	469,225	345,389	422,885	5,011,980
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,069,881	1,110,511	15,442	7,079	3,666,316
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,129,112	4,700,696	5,701,332	6,138,758	5,393,167
従業員数 (名)	136	225	272	373	611
(外、平均臨時雇用者数)	(16)	(27)	(45)	(120)	(654)

(注) 1. 2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(有期契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2019年 9月	2020年 9月	2021年 9月	2022年 9月	2023年 9月
売上高 (千円)	2,283,375	3,187,124	4,417,462	4,681,049	4,284,271
経常利益 (千円)	453,310	804,863	1,285,140	877,560	470,808
当期純利益 (千円)	303,627	578,565	1,070,290	648,332	217,555
資本金 (千円)	1,306,734	1,996,939	2,028,537	2,051,041	2,244,624
発行済株式総数 (株)	19,762,900	21,473,100	21,574,190	21,622,580	21,953,590
純資産額 (千円)	3,054,528	5,004,089	6,137,028	6,866,691	7,170,512
総資産額 (千円)	3,547,378	6,006,116	7,070,379	7,704,158	11,654,626
1株当たり純資産額 (円)	153.58	232.58	284.02	317.15	330.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4.50 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	16.18	27.92	49.70	30.03	9.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	15.25	26.04	46.54	28.56	9.86
自己資本比率 (%)	85.6	83.1	86.7	89.0	61.4
自己資本利益率 (%)	13.3	14.4	19.2	10.0	3.1
株価収益率 (倍)	72.0	174.8	77.3	43.1	102.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	45.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	92 (3)	116 (5)	151 (27)	203 (21)	210 (35)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	102.1 (89.6)	427.7 (94.0)	336.5 (119.9)	113.3 (111.3)	89.7 (144.5)
最高株価 (円)	1,718 (3,270)	5,160	8,850	4,390	1,954
最低株価 (円)	1,056 (1,425)	969	3,405	1,281	924

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(有期契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものです。また、2020年9月15日より2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものです。

4. 2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の株価については株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割による権利落前の最高株価及び最低株価を記載しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
2004年12月	インターネットを利用した医師向けの情報提供サービスを主たる事業目的として、東京都港区赤坂に株式会社メディカル・オプリージュ（現メドピア株式会社）を設立
2005年3月	人材紹介会社への転職希望医師の一括登録サービス「医局@人事」を開設し、医師求人情報サービスを開始
2007年8月	当社基盤事業である医師専用サイト「Next Doctors（現MedPeer）」の運用を開始
2009年5月	株式会社日経BPと、両社のコミュニティサイト統合を中心とする業務提携契約を締結
2009年10月	「Next Doctors」を「MedPeer」に改称、日経メディカル オンライン（現日経メディカル）との共同事業運営を開始
2010年4月	株式会社メディカル・オプリージュからメドピア株式会社に商号を変更
2014年6月	東証マザーズ市場上場
2015年6月	株式会社メディカルトリビューンと、医師会員の連携を行う業務提携契約を締結
2016年6月	日本アルトマーク株式会社と医師等医療関係者認証サービスを提供する事業を目的とした合併事業会社 株式会社medパス（現持分法適用関連会社）を東京都港区に設立
2016年7月	株式会社Mediplatの株式を株式交換により取得し、子会社化（現連結子会社）
2016年10月	株式会社フィッツプラスの株式を取得し、子会社化（現連結子会社）
2018年4月	スギホールディングス株式会社と業務資本提携契約を締結
2020年1月	株式会社コルボの株式を取得し、子会社化（現連結子会社）
2020年5月	株式会社MHAと業務提携契約を締結するとともに、メドピアキャリアエージェント株式会社（現連結子会社）を設立し、医師向け人材紹介事業を開始
2020年9月	日医工株式会社との合併会社であるニチメッド株式会社（2022年12月清算終了）を設立し、共同事業「kakari for Clinic」を開始（2022年12月清算）
2020年9月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2020年11月	株式会社 PKSHA Technologyと業務提携契約を締結するとともに、合併会社であるメドクロス株式会社を設立
2021年8月	株式会社みんなコレから医学生学習支援プラットフォーム「みんなコレ！」事業を譲受
2022年4月	東京証券取引所市場第一部から新市場区分「プライム市場」へ移行
2022年7月	株式会社クラウドクリニックの株式を株式交換により取得し、子会社化（現連結子会社）
2022年10月	株式会社EPフォース（現MIフォース株式会社）の株式を取得し、子会社化（現連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループは「Supporting Doctors, Helping Patients. (医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」というミッションの下、「集合知により医療を再発明する」をビジョンとし、医師・薬剤師向けコミュニティサービスを中心とした「集合知プラットフォーム事業」、医療機関・医療現場の業務効率化をサポートする「医療機関支援プラットフォーム事業」、主に企業の人事部門や健康保険組合をクライアントに持つ「予防医療プラットフォーム事業」を展開しております。

なお、当連結会計年度より事業セグメントを変更しており、詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」の「1. 報告セグメントの概要 (1) セグメント区分の変更」に記載のとおりです。

(1) 集合知プラットフォーム事業

集合知プラットフォーム事業では、国内医師の約半数が利用し、医療現場における医師発の生の情報を共有するナレッジマネジメントツールである「MedPeer」サイトを運営し、全国のあらゆる医師が一堂に集まる「場」をインターネット上に設けております。医師会員は、「MedPeer」サイトに蓄積される医師の集合知(不特定多数の知見を蓄積し、分析、体系化することで生成される情報)等を中心とした様々な情報を得ることで、臨床ないし医療技術の研鑽に役立てることが出来ます。

また、製薬企業に対して医療用医薬品などの広告掲載枠を提供するとともに、「医師集合知」を活用した製薬企業のマーケティング戦略の立案・実行・運用支援サービスにより収益を確保しております。

さらに、製薬企業等からインターネットを通じた医師に対するアンケート調査等のリサーチの受託、製薬企業に対してコントラクトMRを派遣するCSO事業等によっても収益を得ております。

(2) 医療機関支援プラットフォーム事業

医療機関支援プラットフォーム事業では、クリニック、薬局などの医療機関に対して、慢性期から在宅医療における医療機関や医療現場の業務効率化を支援する各種DXサービスを提供しており、導入医療機関からの利用料により収益を得ております。

(3) 予防医療プラットフォーム事業

医師や管理栄養士等の専門家ネットワークを活用し、健康増進・予防領域を対象としたサービスを展開しております。

特定保健指導関連サービス

健康保険組合の依頼を受けて管理栄養士が対面またはオンラインで実施する生活指導であり、生活習慣病予防検診(特定健診)を受けたのちに、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活環境の改善等が必要と判断された人を対象にサービスを提供しております。

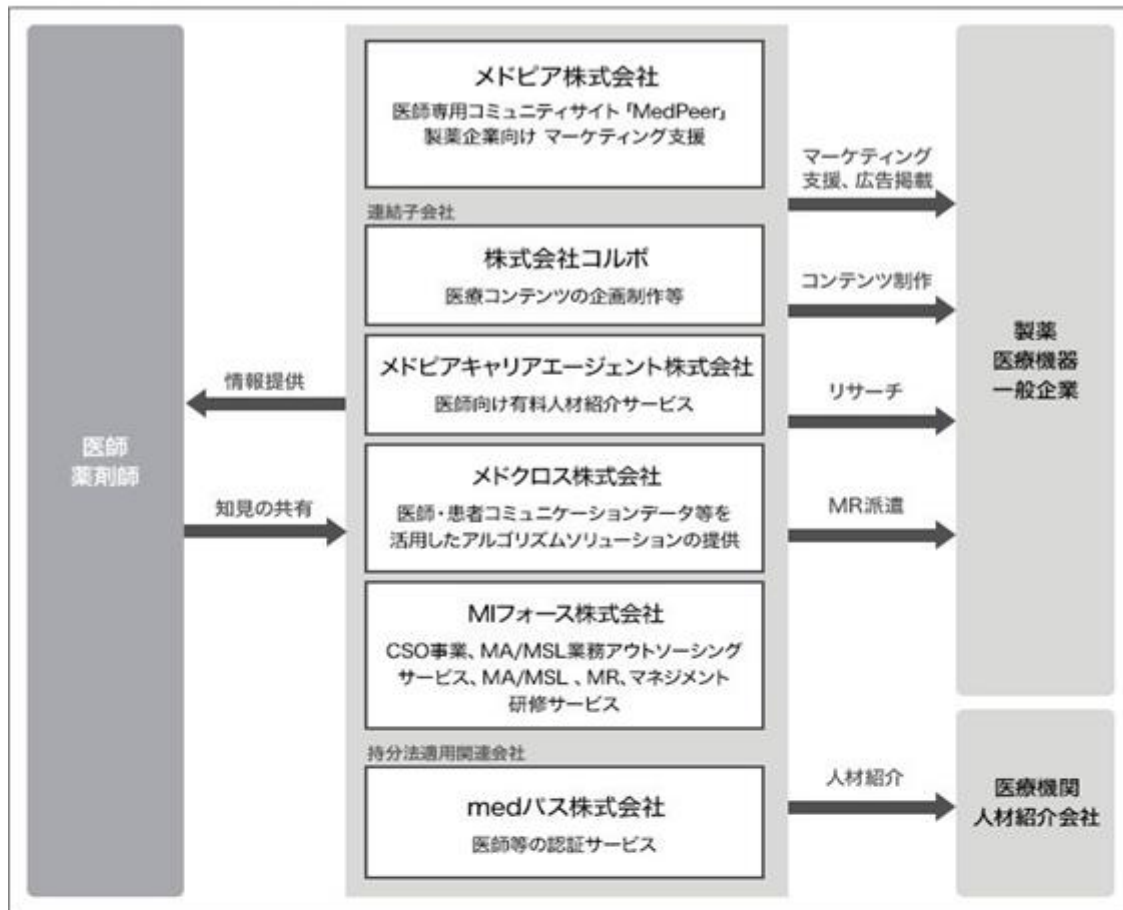
クラウド型健康管理サービス(first call)

法人向けに、オンライン医療相談、オンライン産業医、ストレスチェック、健診管理サービスの4つのサービスを提供しております。

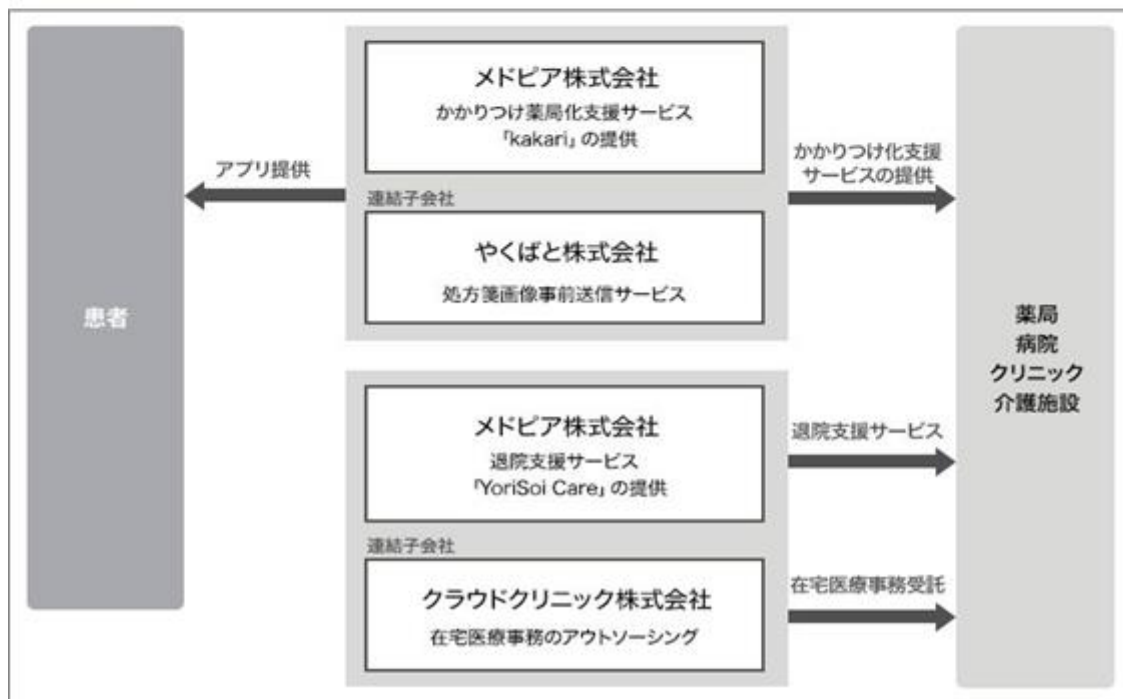
ライフログプラットフォームサービス

パートナー企業と共同で歩数計や食事記録などの一般消費者向けのセルフケアサービスを提供するとともに、当該サービスを通じて利用者に対する広告配信やライフログ(生活記録)の蓄積をしております。

[連結事業系統図]
 集合知プラットフォーム事業



医療機関支援プラットフォーム事業



予防医療プラットフォーム事業



- (注) 1 当社は「MedPeer」会員に対し、「MedPeer」サイト上のサービスを無料にて提供しております。
- 2 「MedPeer」会員が「MedPeer」サイトへの投稿やアンケート回答、求職者情報の登録等を行う場合、当社は会員に対し、ポイントを付与いたします。当該ポイントは、「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容	その他
(連結子会社) 株式会社Mediplat	東京都中央区	182	クラウド型健康管理サービスの運営、ライフログプラットフォーム事業	51.0	役員の兼任 オフィスの賃貸 事務受託	
株式会社フィッツプラス	東京都中央区	100	特定保健指導関連サービス	100.0	資金の貸付 役員の兼任 オフィスの賃貸 事務受託	
株式会社コルボ	東京都中央区	90	医療用コンテンツの企画、制作	100.0	資金の貸付 役員の兼任	
MIフォース株式会社	東京都豊島区	50	CSO(MRアウトソーシング)事業等	100.0	資金の貸付 役員の派遣	特定 子会 社
その他4社						
(持分法適用会社) 株式会社medパス	東京都港区	50	医師等医療関係者認証サービスを提供する事業	49.0	役員の派遣	

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社コルボについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	1,636百万円
(2) 経常利益	74百万円
(3) 当期純利益	48百万円
(4) 純資産額	606百万円
(5) 総資産額	950百万円

3. MIフォース株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	6,244百万円
(2) 経常利益	1,103百万円
(3) 当期純利益	766百万円
(4) 純資産額	1,883百万円
(5) 総資産額	2,911百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
集合知プラットフォーム事業	414 (461)
医療機関支援プラットフォーム事業	57 (61)
予防医療プラットフォーム事業	80 (117)
全社(共通)	60 (15)
合計	611 (654)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(有期契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が238名増加しております。主な理由は、MIフォース株式会社の新規連結子会社化によるものであります。
4. 当連結会計年度より報告セグメントを「集合知プラットフォーム事業」、「医療機関支援プラットフォーム事業」、「予防医療プラットフォーム事業」の3つのセグメントに変更しております。

(2) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
210 (35)	34.9	2.9	6,156

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
集合知プラットフォーム事業	115 (18)
医療機関支援プラットフォーム事業	35 (2)
予防医療プラットフォーム事業	- (-)
全社(共通)	60 (15)
合計	210 (35)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(有期契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当事業年度より報告セグメントを「集合知プラットフォーム事業」、「医療機関支援プラットフォーム事業」、「予防医療プラットフォーム事業」の3つのセグメントに変更しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
 提出会社

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	当事業年度			補足説明
		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
31.4	81.3	76.0	76.2	129.5	(注)3~6.

- (注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号により算出した、当事業年度に配偶者が出産した労働者数に対して、当事業年度に育児休業を取得した労働者数の割合であります。
3. パート・有期労働者に含まれておりますアルバイトにつきましては、正社員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しております。
4. 算定基礎となる賃金には基本給、時間外手当、賞与等を含み、通勤手当は除いております。
5. 正規雇用労働者につきましては、当社から他社への出向社員を含み、他社から当社への出向社員は含んでおりません。
6. 男女賃金差異は、役職・等級別の人数構成の違いによるものであり、正規雇用労働者及びパート・有期労働者のいずれにおいても性別による人事制度上の差を設けておりません。

連結子会社

MIフォース株式会社	当事業年度				補足説明
	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)2.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	うち正規雇用労働者	
-	-	84.4	85.6	79.4	(注)3~5.

- (注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 当社は、当該事項について情報の公表をしていないため、算出しておりません。
3. 算定基礎となる賃金は退職金、通勤手当は除いております。
4. 正規雇用労働者につきましては、当社から他社への出向社員を含み、他社から当社への出向社員は含んでおりません。
5. 男女賃金差異は、役職・等級別の人数構成の違いによるものであり、正規雇用労働者及びパート・有期労働者のいずれにおいても性別による人事制度上の差を設けておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 主要な経営課題

当社グループのサービス提供先となる医療・健康産業において、eマーケティングの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化とともに、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を強化する必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

運営サイト「MedPeer」の継続的成長

知名度の向上

サービスの安全性強化

収益基盤の強化

競合他社への対応

優秀な人材の採用

経営管理体制の強化

運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持・向上させるためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていくうえでの疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また、「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから社会的信頼を確保するためにも、個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（ ）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持・向上、さらには会員基盤の拡大を進め、「MedPeer」プラットフォームとしての価値向上を図ってまいります。

製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルール

知名度の向上

当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、当社グループが運営する「MedPeer」をはじめとした各サービスの知名度の向上を図ることが必要であります。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは、今後も当社グループ及び各運営サービスの知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進してまいります。

サービスの安全性強化

インターネット技術の進化に伴い、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方で、サービスの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサービスに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。

このため、サービスの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底してまいります。

収益基盤の強化

当社グループは、製薬企業を顧客としたマーケティング支援サービスを主な収益源としております。一方で、当社グループが安定した成長を続けていくためには、医療のみならず、健康・予防を含めた医療・健康産業全般を対象とした事業展開を模索していく必要があります。

この課題を解決するために当社グループでは、グループ各社がそれぞれ事業を成長させることはもとより、最新技術の活用やグループシナジーの創出を通じて新サービスを開発し、その成長を図ることなどにより収益基盤の強化を進めてまいります。

また、当社グループではM&Aを新規事業への進出や事業拡大のための重要な手段の一つとして位置付けており、既存事業とのシナジーが見込まれる場合には積極的に実施する方針です。

競合他社への対応

医療・健康産業においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新しい技術が生まれることによる新規参入企業が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、健康に対する認知理解が深まれば、当社グループにとってもメリットは大きいものと思われます。当社グループでは、ユーザーにとって使い勝手の良いサービス構築を進めるとともに、進化する各種技術を活用することで、更なる成長に取り組んでまいります。

優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」をはじめとしたオンラインプラットフォームによるサービスを事業基盤としており、それらの利便性及び機能の維持向上のためにも、サービス構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めてまいります。

経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的なサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、当社サービスを通じて蓄積される「集合知」により、医療分野の変革を行うことを目的に事業を展開してまいりました。

当社グループは、医療従事者の支援のみならず、国民の健康を支えるヘルスケアバリューチェーンを確立すべく事業拡大を推進しておりますが、これこそが、ヘルスケアに関する社会課題の解決に繋がるとともに、当社グループに課せられた大きな使命であると捉えており、国民のヘルスケアに真に貢献する企業として、社員一同全力で事業推進に邁進することで、持続可能な社会づくりに寄与することができると考えております。

(2) サステナビリティに関する取組

ガバナンス

当社グループは、社会の持続可能性が当社グループの存続のために重要であることを認識しており、サステナビリティの観点から踏まえた経営を推進するため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。本委員会では、気候変動対応などサステナビリティに関するテーマを重要課題として議論し、決定した内容は必要に応じて取締役会に付議・報告され、グループ全体の経営に反映されます。

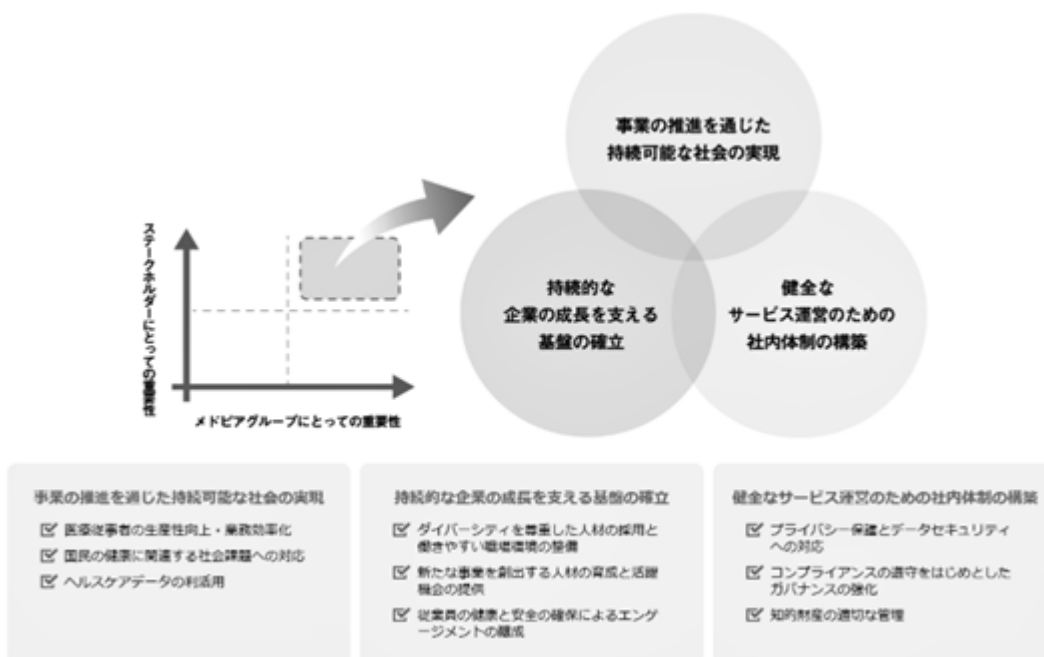
サステナビリティ推進体制図



戦略

a. マテリアリティの特定

当社グループは、ステークホルダーの期待や要請に responding していくため、優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しております。これらの重要課題に取り組むことで、社会に対する継続的な貢献と自社の企業価値向上の両立を目指してまいります。マテリアリティやそれに関連した取り組みについては、外部環境の変化やステークホルダーとの対話等を踏まえ、定期的に見直しを行っております。



b. 環境

当社グループは、2022年10月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。ガバナンスを強化するとともに、グループ事業における気候変動が及ぼすリスクと機会を分析することで、情報開示の質と量の充実化を図ります。

(気候変動シナリオ分析)

当社グループでは、気候変動によって生じるリスクと機会の影響を把握するために、シナリオ分析を実施しました。

・シナリオ分析方法

2030年において気候変動が及ぼす事業環境への影響を把握するため、1.5 シナリオと4 シナリオの2つのシナリオで分析しました。シナリオは気候変動による物理的なリスクの分析にIPCC(気候変動に関する政府間パネル)から報告されているRCPシナリオと、脱炭素への移行に伴うリスクの分析にIEA(国際エネルギー機関)から報告されているシナリオを参考にしました。

・シナリオ分析結果

「1.5 シナリオ」

1.5 シナリオでは、炭素税の導入や再エネと省エネに関する政策の推進など、脱炭素社会への移行に伴う影響が起きることが予想されます。当社事業へのリスクとしては、炭素価格(炭素税・排出量取引制度)の導入や再エネ導入により操業コストが増加することが挙げられました。しかし、当社の業態を踏まえると、それらリスクの影響は限定的であると認識しています。一方で、機会としては、環境への取り組みを推進していくことで、環境面での対外的な評価が向上し、投資先として選定されやすくなることが想定されます。そのため、今後は再エネ導入やGHG削減目標の設定やCDPの回答など積極的な環境への取り組みを検討していきます。

「4 シナリオ」

4 シナリオでは、異常気象の激甚化などの気候変動による物理的な影響が発生することが予想されます。リスクとしては、当社事業所の被災による事業活動の停止が想定されます。当社としては、リモートワーク制度の導入をはじめとして事業継続性の向上に努めており、異常気象による事業へのリスク低減を進めております。一方で、機会としては、気温上昇や災害増加に伴う外出機会の減少から医療DX化のニーズが増加することや、気温上昇による疾患増加に伴い、当社の事業活動を通じて、医療従事者のみならず生活者にも当該情報の提供が可能となります。今後、気候変動に対する医療の動向を踏まえながら、サービスの展開を検討していきます。

気候関連問題による影響(リスク・機会)		想定される事象	重要度評価		当社の取組
			1.5 シナリオ	4 シナリオ	
脱炭素経済 への移行に 伴う影響	リスク	炭素税・排出 権取引の導入	中	小	・リモートワークの導入によるサプライチェーン排出量の削減 ・社内外手続きのペーパーレス化推進による廃棄物削減
		再エネ・省エ ネ政策	中	小	・再生可能エネルギーを電源とするクラウドサービスの活用 ・夜間の空調制限の実施
	機会	顧客・投資家 から評判	大	小	・TCFD提言に基づいた情報開示
気候変動に よる物理的 な影響	リスク	平均気温上昇 異常気象の 激甚化	中	中	・リモートワークをはじめとした事業継続性の向上
	機会	平均気温上昇 異常気象の 激甚化	中	大	・医療機関のDX支援サービスの展開 ・オンラインを活用した医療相談サービスの展開
		平均気温上昇 感染症の増加	中	中	・疾患に関する情報共有が可能となるサービスの展開

当社グループは、「医療ど真ん中」IT企業として、私たちに関わるあらゆる人々が、心身ともに健康で心豊かな生活を送ることを目指します。従業員の健康と「その人らしく働く」ことができる環境の提供を第一に考え、ひとりひとりが最大限のパフォーマンスを発揮することで「Supporting Doctors, Helping Patients.」を実現します。

<健康経営推進体制>



中期の事業戦略達成に必要な人材が自立的に成長する"仕掛けのある組織"づくりの一環として、事業部目標を踏まえてグループに参画する人材が個性を活かし相互に事業成長を促進する"人的環境の構築"としてのタレントマネジメント（発掘/育成）を行っており、以下を基本方針として掲げております。

- ・組織規模にあわせた経営人材やマネジメント人材の創出
- ・多様な背景を持つ人材のマネジメントまたは育成手法の確立
- ・構造化およびルール化による“仕掛け”の標準化

(多様な働き方の推進)

- ・リモートワーク制度

当社では、COVID-19以前から週1日リモートワークによる生産性向上のトライアルを開始してまいりました。現在はリモートワークを活用したハイブリッドワークを基本方針とし、従業員一人ひとりのライフスタイルに合わせた働き方の実現を推進しています。

- ・ロケーションセレクト制度

働く場所を”非日常の空間”に設定し“刺激”を得ることで、クリエイティブかつ生産性の高い働き方を実現すること、及び育児・介護、育児等を目的にオフィスや自宅以外の3rdプレイスでの勤務が可能となる、ロケーションセレクト制度を導入しております。

- ・スタイルセレクト制度

ライフステージの変化に伴い、通勤圏内から離れて生活することとなった場合においても、メドピアグループの一員として活躍できる環境を整備するため、オフィス出社を前提としない職務を担う、スタイルセレクト制度を導入しております。

- ・サブトラック制度

メドピアでの活動＝メイントラック/メドピア外での活動＝サブトラックをそれぞれ拡張することで、キャリア形成の促進やライフイベントへの時間投資を実現することを目的に、自己研鑽・ライフイベント対応支援のための「時間」を付与する制度を導入しております。

(従業員エンゲージメント)

- ・従業員持株会制度

直接雇用の全従業員を対象とし、自社の株式を取得できる持株会を組織しております。従業員による株式取得の促進、持株会制度の効果的な運用を行うため、各従業員の拠出金に対して10%の奨励金を当社が支給しています。

- ・リモートワーク手当

全従業員を対象とし、リモートワークでの勤務を前提に所定労働時間に応じたりモートワーク手当を導入しています。

- ・テックサポート制度

エンジニアの開発力の底上げを行い、メドピアの事業開発を加速させることを目的に、開発効率・スキル向上に関わるサポートを行っています。

・評価制度

半年に1度、上司とフィードバック面談を行い、目標の設定と評価結果についてフィードバックを実施する機会を設けています。ジョブグレードごとに要件を定め、社員一人ひとりの成長ステップを明確に示し、Mission・Visionに基づく「会社が目指す姿」に近づくための評価「Credo」に即した行動とスキルに関する個人の成長を評価し、成果と成長をそれぞれ報酬へ反映しています。

(健康と安全)

・医療相談サービス「first call」の導入

全従業員とその家族を対象に、健康管理のツールとして、医師によるオンライン健康相談サービス「first call」を導入しています。

・ストレスチェック

心のセルフケアと働きやすい職場環境の形成を目的とし、年に1回ストレスチェックを実施しています。

(ヘルステック企業としての取り組み)

・Healthtech/SUM

日本のヘルステック領域におけるエコシステムの循環を目的に、国内最大級のヘルステック・カンファレンスを、日本経済新聞社と共同開催しています。

・一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構(TELEQ)

当社をはじめ遠隔医療相談事業を展開する複数の事業者とともに、一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構(TELEQ)を設立しました。遠隔健康医療相談の環境整備や発展などを目的とし、社会全体が安全に利用できる遠隔医療相談の環境整備を行ってまいります。

・データ・セキュリティへの対応

「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護のための行動指針(プライバシーポリシー)」を遵守し、高度な情報セキュリティ管理体制を維持していくことに努めております。

・社内研修制度

全社または各階層を対象とした教育研修の確実な実施を目標に掲げており、従業員一人ひとりがいきいきと仕事に取り組むことが出来るよう様々な各教育研修を実施していきます。

全社向け研修・教育の実施内容

実施内容	概要
情報セキュリティ関連研修(IT主催)	PC利用上の留意点(ソフトウェアのインストール、外部持ち出し、トラブル対応)
情報セキュリティ関連研修(人事主催)	情報セキュリティ基礎(パスワードの設定、無線LAN接続、暗号化)、Googleドライブの運用ルール(利用範囲、制限、グループ会社間での共有方法)
コンプライアンス研修	ハラスメントの種類と解説、予防、対処方法
レピュテーションリスク研修	定義、発生要因と影響、防止策
メンタルヘルス_セルフケア研修	メンタル不調を未然に防ぐための対策
テックサポート制度	エンジニアの開発力を底上げて事業開発を加速させることを目的とした制度
BEP制度	業務上のパフォーマンス向上を目的とした、業務に関連する知識・ノウハウの自主学習を支援する制度
経理・会計研修	決算に関する基礎
グループ会社とビジネスモデル研修	事業ドメイン、競合比較、ビジネスモデル

ITツール基礎研修	slack、Google Work Spaceの使い方
プレゼンテーション基礎研修	プレゼンテーション資料の作成方法
組織マネジメント入門研修	チームを作り、それを運営して成果を出す方法
ハラスメント研修	ハラスメントの定義と事例、予防・対処

階層別研修の実施/教育制度の設計

実施内容	概要
オリエンテーションプログラム	早期のオンボーディングを実現するためのプログラム
Peer Talk CREDO	Credo体現をイメージするためのワークショップ
1on1キャラバン	スムーズに会社を理解するために、既存社員と交流の機会を持つプログラム
入社1か月後面談	入社後の不安や不明点解消、改善点や入社後ギャップのヒアリング
新任管理職向けガイダンス	労務、採用など管理職が知っておくべき知識
労務ガイドライン研修	労務管理と法律に絞った、管理職が知っておくべき知識
メンタルヘルス_ラインケア研修	メンバーのメンタル不調の予兆発見、適切な対処に関する模擬実践を通じた理解
コンピテンシー研修	コンピテンシー策定の狙いを理解・共感する

職種・事業部別研修の実施

- ・事業部や職種に応じて、各担当が立案・実施

リスク管理

当社では、当社代表取締役社長を委員長とするリスク・マネジメント委員会にて、リスク管理を行っています。リスク・マネジメント委員会は各部署との定期的な会合を通じて、リスクに関する情報収集を行い、全社のリスクを集約します。集約されたリスクは、当社のリスク評価方法にて、発生頻度と影響額から評価され、重要度の大きなリスクに対しては、リスク・マネジメント委員会が中心となって対策を立案し、取締役会に報告された後に、対応を実行します。気候変動関連リスクについては、リスク・マネジメント委員会とサステナビリティ委員会が連携し、全社のリスク管理プロセスに統合して管理しています。

指標及び目標：測定可能な指標、目標及び進捗状況

a. 環境における指標及び目標

当社は、気候変動によるリスクを評価・管理する指標として、温室効果ガス排出量（Scope1,2,3）を算定しております。今後、持続可能な社会の実現のため、パリ協定の目標を参考に、中長期的な目標を検討していきます。

表：温室効果ガス排出量（t-CO2）

項目	カテゴリ名	排出量 (t-CO2)	割合 (%)
Scope1	自社での燃料の使用等における直接的な排出	0	0
Scope2	購入した電気等のエネルギーに伴う間接的な排出	137.1	2.5
Scope3	Scope1,2以外の間接的な排出	5,334.3	97.5
Scope1+2+3		5,471.5	100.0

算定期間：2021年10月～2022年9月

算定範囲：メドピア株式会社、連結子会社7社

b. 人材の育成に関する方針及び社内環境整備の方針に関する指標及び目標

従業員一人ひとりの成長に必要なマインドとスキルを身に付ける教育研修体制を整備するとともに、ダイバーシティに関する現状の課題と対応を検討し、多様な考え方やバックグラウンドを持つ人材を活かす環境づくりに取り組んでおります。また、女性管理職比率及び男性の育児休業取得率については、厚生労働省による直近の雇用均等基本調査結果における全国平均を大幅に上回っており、引き続き当該指標を超える社内環境づくりを推進してまいります。

取組における指標及び実績は、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4)管理職に占める女性労働者の割合、労働者の男女の賃金の差異」を参照ください。

また、当社連結子会社でありますMIフォース株式会社では、2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間の計画期間としまして、職業生活に関する機会の提供に関する目標として、MR・MSL職の新規採用において女性の採用比率20%以上を目指しており、当事業年度末時点で26.7%となり4年前倒しで達成するに至りました。引き続き安定的に20%以上の水準を維持出来るよう努めてまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

事業内容について

イ．インターネットについて

当社グループは、ヘルスケア領域においてインターネットを利用した事業を展開しており、同領域におけるインターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等が成長のために不可欠な条件と考えております。しかしながら、同領域におけるインターネット普及の障壁、利用に関する新たな規制やインターネットビジネス関連事業者を対象とする法的規制等の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、各法令順守体制の整備・強化とともに、社員教育の徹底により、新たな法的規制の導入等が生じた場合に速やかに対応できるよう努めております。

ロ．特定事業への依存について

当社グループの主たる収益は、製薬企業のマーケティング予算を中心とした集合知プラットフォーム事業による収入であります。2023年9月期における売上高（14,540,835千円）に占める同事業の売上高の比率は81.2%（11,802,115千円）であり、その依存度は高い状況にあります。従って、製薬企業における広告費の支出動向や他の媒体との競合の激化及び「MedPeer」サイトの健全性が損なわれること等により、「MedPeer」のブランド力が低下し、当社グループのマーケティング支援の売上高が減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、同事業には、一部顧客と会員の間でのメッセージのやりとりを伴うものが含まれます。メッセージの内容に関する責任は基本的に発信者自身が負いますが、当社グループのサービスを使った顧客、会員等による発信情報が当事者若しくは第三者に損害を与えた場合、それに関連して当社グループの責任が問われる可能性があります。

また、当社グループ会社のMIフォース株式会社において、各製薬企業の生産性向上のアプローチとして製薬企業に代わり営業やマーケティング業務を受託・代行するアウトソーシング事業（CSO事業）に対する需要が拡大傾向にありますが、今後の業界動向によっては当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、医師・薬剤師向けコミュニティサービス及びCSO事業を中心とした「集合知プラットフォーム事業」、医療機関・医療現場の業務効率化をサポートする「医療機関支援プラットフォーム事業」、主に企業の人事部門や健康保険組合をクライアントに持つ「予防医療プラットフォーム事業」の3つを事業の柱とすべく、それぞれの事業に対して投資を推進しております。

ハ．当社グループの事業領域特有の各種規制について

「MedPeer」サイトに掲載している医療用医薬品に関する記載については、薬機法による規制を受けております。薬機法による規制については、厚生労働省が管轄官庁であります。当社グループは、医療用医薬品に関する「MedPeer」サイト上の記載が薬機法に準拠していることの確認を行っております。

また法的規制以外では、日本製薬工業協会が定める「製薬協コード・オブ・プラクティス」が存在します。製薬協コード・オブ・プラクティスとは、製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルールであり、当社グループでは当該コードの順守に努めております。

しかしながら、業界では各種規制の見直しが進んでおり、関連法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、主にMIフォース株式会社において人材派遣事業を行っており、有料職業紹介事業許可及び労働者派遣事業許可を受けております。有料職業紹介事業許可につきましては、有料職業紹介事業者が許可の欠格事由に該当する等、職業安定法に定められた事由のいずれかに該当する場合には、事業停止又は許可が取り消しとなります。また、労働者派遣事業許可につきましても、派遣元事業主が許可の欠格事由に該当する等、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定められた事由のいずれかに該当する場合には、事業停止又は許可が取り消しとなります。当社グループでは、こうした事業の停止又は許可の取り消し事由はこれまで発生しておらず、今後におきましても、法令違反等により事業の停止又は許可の取り消しとなる

ことのないよう努めてまいります。万一、事業の停止又は許可が取り消しとなった場合、当社グループ全体の業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、各種法的規制に関して、法令順守体制の整備・強化、社員教育を行っており、新たな各種規制の導入等が生じた場合に速やかに対応できるよう努めております。

ニ．サイトの健全性の維持について

当社グループが運営するサービス内では、不特定多数の会員同士が独自にコミュニケーションを図っております。こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しており、サイト内において発生したトラブルが起因となり、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループの法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、サービスにおける禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がなされていることを確認するために、社内で独自のガイドラインを整備した上で監視を行っております。また、利用規約等に違反した会員に対しては担当者から改善要請等を行うことにより、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

ホ．当社グループが運営するサービスの利用者の投稿コンテンツの利用について

当社グループが運営しているサービスの中には、会員が投稿したコンテンツを、投稿者への利用確認、個人情報の排除等の処理を行った上で、顧客へ提供、顧客の販促物に掲載、雑誌や新聞に掲載する場合があります。しかしながら、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、掲載するコンテンツについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、必要な場合には投稿者への個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えております。

ヘ．サイト内に掲載される広告について

当社グループが運営するサイト及び当社グループが配信するメールマガジン等に掲載される広告において、法令や公序良俗に反するインターネット広告が掲載される等の瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や会員等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サイトのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループは、当社グループ独自の広告掲載基準と当該基準を順守するための業務フローを定め、関連部門に対して周知徹底する等法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。

ト．競合について

資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度を有する先行同業他社による模倣や、資本力、マーケティング力、専門性を有する企業等の参入によって、当社グループの競争優位性が低下または競争が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

しかしながら、当社グループ運営サイト「MedPeer」は、会員である医師が臨床に有用な情報を効果的に得られるよう、医師目線を念頭に構成しており、医師間の情報共有に特化したサイトとして、様々な医師向けウェブサイトの中で特徴を有しているものと認識しております。

また、「MedPeer」会員数は約17万人となっており（本書提出日現在）、薬剤評価掲示板への投稿累計数も67万件（本書提出日現在）を超えていることから、「MedPeer」会員のサイトへの参画度合は相当に高いと認識しております。このような会員層と会員数を獲得することは容易ではないものと考えられることから、新規の参入障壁は比較的高いものと認識しています。

チ．当社グループサービスの陳腐化又は代替サービスの参入について

当社グループの主な事業である製薬企業の医療用医薬品販売を対象とするマーケティング支援は、

「MedPeer」会員である医師が医療用医薬品の処方権を持ち、患者に対し処方行動を行うことを前提としております。そのため、医薬品の処方を医師ではなく薬剤師や患者が直接行うようになる、また、従来の医療システムが抜本的に変わった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化する可能性があります。

その他、薬機法に定められた医薬品の広告に関する規制が撤廃・改変され、製薬企業による特定の医薬品の広告に関して、医療従事者であることの確認が不要とされた場合、一般向けの広告代理店等による代替サービスの参入の可能性があります、その場合当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、市場規模の拡大にともない、当社グループサービスの代替となる他のマーケティングツール等が普及する可能性及び当社グループの顧客が業務を自ら手がけて顧客内でマーケティング活動が完結する可能性等があり、その場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、業界環境や法規制の変化、市場動向を常に把握し、医師会員や顧客のニーズに合わせた新規事業の開発やサービス改善に努めております。

事業運営について

イ．個人情報、顧客情報の保護について

当社グループは、「MedPeer」サイト上で登録された医師会員の個人情報や特定保健指導や医療相談等により要配慮個人情報等を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

個人情報の流出等の重大なトラブルが当社グループ、当社グループの業務提携先又は当社グループの顧客で発生した場合には、個人情報保護法への抵触、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、顧客より事業に関する機密情報を受け取る場合がありますが、当社グループの主な顧客は互いに競合する製薬企業であり、顧客情報の取り扱いに細心の注意を払う必要があります。しかしながら、機密情報の流出等の重大なトラブルが当社で発生した場合、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めております。個人情報取扱規程を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの順守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。顧客情報の取り扱いについても、顧客情報に関する業務フローを定め、厳格に管理するとともに社内教育の徹底を図っております。

ロ．知的財産権について

当社グループによる第三者の特許権、商標権等の知的財産権侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、当社グループの事業分野で当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野で第三者により知的財産権が成立する可能性は否定できません。かかる場合には、当社グループが第三者の知的財産権を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの持つ知的財産権に対する第三者による侵害があったときにこれを把握できない、又は侵害に対して適切な対応ができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、弁護士、弁理士その他の専門家の意見をふまえて、調査可能な範囲で対応を行い、第三者の知的財産権侵害の回避を図るとともに、当社グループの知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っております。

八．技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入が相次いで行われております。この変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

これらの変化に対応するため、当社グループでは、技術者の確保に注力するとともに、スキル向上のための投資を積極的に行い開発環境の整備を進めております。

ニ．システム面について

当社グループの運営するサイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループが利用するソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。現在、多くのサーバーに関してクラウドサービスへの移行をしておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社グループサービスの提供に支障をきたす可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループは、利用するソフトウェア等の更新管理やアンチウイルスソフトの導入、パスワード管理、アクセスコントロールの徹底、ネットワーク内の多層防御の構築等の対策を講じるとともに、BCP対策を進めております。

ホ．ポイントシステムについて

当社グループは、一部サービスにおいて、寄付金やギフト券等に交換可能なポイントを会員に対して付与しております。このポイントが不正な操作等により、当社グループが正式に発行した以上に集められ、交換を求められた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、ポイントシステムに関連するシステムに対する脆弱性診断等を定期的実施しております。また、付与・利用状況のモニタリングを行う等、必要な内部統制を構築し、運用しております。

その他

イ．新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループでは、「MedPeer」サイトによるサービスを中心として、新規事業を展開する可能性があります。また、M&Aを新規事業への進出や事業拡大のための重要な手段の一つとして位置付けており、今後も既存事業とのシナジーが見込まれる場合には積極的に実施する方針です。これらの新規事業の展開にあたってはその性質上、計画どおりに事業が展開できず投資を回収できなくなる可能性や、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対しては、グループの企業価値向上に資するM&Aを実施すべく、事前に対象となる企業の経営状況を確認するほか、財務・法務面でのリスクの有無等、当該企業の風土や実態、価値を十分見極めた上で実施を決定しております。また、M&Aの実行後は、グループ会社間の連携を図り、シナジーを高めることにより、更なる業容拡大に努めます。

ロ．配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、引き続き成長投資を行うことを優先しつつ、各期の経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら株主還元の充実を目指していく方針であります。しかしながら、当社グループの業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

ハ．新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

本書提出日における新株予約権の個数は7,844個であり、発行済株式総数21,953,590株の7.1%に相当しております。当社の株価が行使価額を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

ニ．新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスの感染拡大による経済環境の悪化等が事業に与える影響について、今後も注視する必要があるものの、現時点では当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与えるものとは認識しておりませ

ん。しかしながら、コロナ禍の長期化や感染拡大が継続した場合、従業員の感染による営業活動の制限や、クライアントの事業活動の縮小等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、取引先、従業員及びその家族の安全及び健康の確保を最優先事項に掲げ、リモートワークへの対応やWeb会議の促進等の取り組みを実施しております。

ホ．事業の拡大に伴う経営管理体制の確立について

当社グループは、2023年9月末日時点で、連結ベースでの従業員611名(臨時従業員を除く)と成長途上であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。当社グループでは、業容の拡大及び従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も内部管理体制の一層の充実を図る予定ですが、従業員数の増加に対して、組織体制の構築が順調に進まなかった場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の概要)

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当社グループが属する医療・健康産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達することで高齢者数がピークを迎え、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。かかる展望を踏まえ、日本政府は健康寿命の延伸や社会保障制度の持続可能性の確保という問題に対して国を挙げて取り組むべく、健康・医療・介護分野それぞれのデータの有機的な連結や、ICT等の技術革新の利活用を推進し、効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指す方針を示しております。また、感染症危機においても迅速に対応できる体制構築のため、データ収集の迅速化、収集範囲の拡充、医療のデジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた医療の「見える化」等を推進していくことを表明しております。

製薬企業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、変化・多様化した医療従事者の働き方や情報入手のニーズに対応し、営業活動の生産性を向上させるため、ウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワーク等、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化しており、今後は、リアルでのコミュニケーションとデジタルツールの活用を組み合わせる最適な情報提供を行うことが求められております。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、医師・薬剤師向けコミュニティサービスを中心とした「集合知プラットフォーム事業」、医療機関・医療現場の業務効率化をサポートする「医療機関支援プラットフォーム事業」、主に企業の人事部門や健康保険組合をクライアントに持つ「予防医療プラットフォーム事業」を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高14,540,835千円(前期は8,452,113千円)、EBITDAは1,931,446千円(同1,249,501千円)、営業利益1,119,997千円(同1,063,716千円)、経常利益1,164,252千円(同1,113,716千円)、親会社株主に帰属する当期純利益617,678千円(同812,388千円)となりました。

EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれん償却費

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」の「1. 報告セグメントの概要 (1) セグメント区分の変更」に記載のとおりです。前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分にて組み替えた数値で比較をしております。

集合知プラットフォーム事業

集合知プラットフォーム事業では、国内医師の約半数が利用する「MedPeer」上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。また、コントラクトMR・MSL事業を中心とした製薬企業向けのサービスを展開する株式会社EPフォース(現 MIフォース株式会社)を連結子会社としたことに加え、小規模Web講演会の集客支援が可能となる「セルフ集客講演会サービス」をリリースする等、医師一人ひとりのニーズに応じた情報提供や、変化する製薬企業のニーズに対応するマーケティングサービスの提供が可能な体制を構築しました。

これらの結果、売上は11,802,115千円(同5,956,395千円)、EBITDAは3,077,425千円(同2,289,982千円)、セグメント利益は2,403,148千円(同2,206,774千円)となりました。

医療機関支援プラットフォーム事業

医療機関支援プラットフォーム事業では、かかりつけ薬局化支援サービス「kakari」及び医療機関起点の薬局予約サービス「やくばと」の拡販に注力してまいりました。また、「やくばと」では、急性期病院向けに24時間365日初診予約申込の受付が可能となるWeb予約申込システム「やくばと病院予約」のサービスを提供開始する等、医療従事者と患者双方の課題解決に貢献するサービスの拡充を進めてまいりました。なお、前期にて株式会社クラウドクリニックを完全子会社化したことに加え、当期にて「kakari」の開発、「やくばと」事業の立ち上げ等により時代の先を見据えた先行開発投資を実施した影響でセグメント損失となっております。

これらの結果、売上高は501,886千円(同472,179千円)、EBITDAは 45,639千円(同78,844千円)、セグメント損失は91,820千円(前年同期はセグメント利益64,419千円)となりました。

予防医療プラットフォーム事業

予防医療プラットフォーム事業では、子会社の株式会社Mediplatが運営するクラウド型健康管理サービス「first call」、子会社の株式会社フィットプラスが展開する特定保健指導事業それぞれの収益基盤の強化に注力してまいりました。また、フィットプラスでは、健康保険組合担当者・事業所担当者・産業保健スタッフが実施する特定保健指導関係の業務を効率的に行うことができるwebサービス「Tonoel（トノエル）」がサービス開始6か月で契約健康保険組合の過半数に導入される等、企業が進める「健康経営」に寄与するサービスの提供を推進しております。

これらの結果、売上高は2,244,252千円（同2,041,934千円）、EBITDAは190,453千円（同147,514千円）、セグメント利益は171,666千円（同126,387千円）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて5,811,155千円増加し、15,162,163千円となりました。これは売掛金2,109,659千円の増加及びMIフォース株式会社の連結子会社化に伴うのれん2,276,149千円、顧客関連資産2,459,000千円の増加を主要因とするものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて5,087,063千円増加し、6,574,867千円となりました。これは1年内返済長期借入金510,436千円及び長期借入金3,119,724千円増加、また繰延税金負債が726,658千円増加したことを主要因とするものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて724,092千円増加し、8,587,296千円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加617,678千円、第三者割当による新株式の発行による増加306,900千円、及び市場買付による自己株式の取得による減少299,980千円を主要因とするものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて745,590千円減少し、5,393,167千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、前連結会計年度と比較して253,158千円の収入減となる600,073千円となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益1,046,606千円の計上、減価償却費501,962千円の計上、のれん償却費309,486千円の計上、売上債権及び契約資産の増加856,428千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、前連結会計年度と比較して4,589,094千円の支出増となる5,011,980千円となりました。この主な要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出4,648,102千円、投資有価証券の取得による支出121,024千円、敷金の差入による支出105,088千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、前連結会計年度と比較して3,659,236千円の収入増となる3,666,316千円となりました。この主な要因は、長期借入れによる収入4,200,000千円、長期借入金の返済による支出569,840千円によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2022年9月期	2023年9月期
自己資本比率	81.1%	54.7%
時価ベースの自己資本比率	298.97%	145.76%
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	0.2年	6.3年
インタレスト・カバレッジ・レシオ	852.7倍	44.2倍

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注2) 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

(注3) 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(生産、受注及び販売の実績)

(1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
集合知プラットフォーム事業	11,797,970	198.2
医療機関支援プラットフォーム事業	499,266	107.0
予防医療プラットフォーム事業	2,243,598	110.4
合計	14,540,835	172.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ファイザー株式会社	-	-	1,797,628	12.3

3. 当連結会計年度において、販売実績に著しい増加がありました。この増加の内容は、(1) 経営成績の状況 集合知プラットフォーム事業に記載のとおりであります。

(経営者の視点による経営成績等の分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態の状況」をご参照ください。

経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は14,540,835千円(前期は8,452,113千円)となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の状況」、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (生産、受注及び販売の実績)」に記載のとおりであります。

(営業利益)

営業利益は1,119,997千円(同1,063,716千円)となりました。これは、売上高の増加により売上総利益が1,832,877千円増加したこと、MIフォース株式会社の連結子会社化によるのれん償却費の増加を主な要因として販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べ1,776,596千円増加したことによるものであります。

(経常利益)

営業外収益は、持分法による投資利益57,562千円を計上したこと等により63,592千円となりました。また、営業外費用は、支払利息13,328千円を計上したこと等により19,337千円となりました。

以上の結果、経常利益は1,164,252千円(同1,113,716千円)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

税金等調整前当期純利益は、特別損失として投資有価証券評価損117,645千円を計上した結果1,046,606千円(同1,113,763千円)となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は617,678千円(同812,388千円)となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況とキャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社グループの主な資金需要は、各セグメントにおいてサービスを提供するための労務費、業務委託費並びに販売費及び一般管理費等の営業費用となります。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、投資が必要な場合には、状況に応じて金融機関からの借入や株式を利用した資金調達で対応していくことを想定しております。

なお、当社グループの財務基盤は健全であり、現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動によるキャッシュ・フローの水準については、事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しているものと考えております。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制、事業運営体制等、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。このため、事業環境を注視するとともに、優秀な人材の採用と組織体制の整備、内部統制システムの強化等により、これらのリスク要因に対応するよう努めて参ります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は109,135千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

単位(千円)

セグメントの名称	設備の内容	総額
全社共通	PC等の備品の取得	28,485
集合知プラットフォーム事業	システムの開発・整備	50,517

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	ソフト ウエア 仮勘定	合計	
本社 (東京都 中央区)	全社共通	事業用機 器ソフト ウエア等	88,658	72,117	84,440	-	245,215	210(35)

(注) 1. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

2. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は197,375千円(国内子会社への転貸分も含む)であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2023年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	その他	合計	
株式会社 コルポ	本社 (東京都 中央区)	集合知プ ラット フォーム	事業用機器 ソフトウエ ア等	-	15,587	7,303	2,914	25,805	65(10)
MIフォース 株式会社	本社 (東京都 豊島区)	集合知プ ラット フォーム	事業用機器 ソフトウエ ア等	14,771	3,331	56,906	-	75,010	212(429)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 上記の他、株式会社コルポは建物を賃借しており、年間賃借料は81,445千円であります。

3. 上記の他、MIフォース株式会社は建物を賃借しており、年間賃借料は22,043千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2023年7月20日開催の取締役会での本社増床の決議に基づき、増床先のオフィスビルについて賃貸借契約を締結いたしました。この増床に際し、増床先事務所における設備の新設を見込んでおります。

なお契約開始日は2024年3月1日からとなります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,000,000
計	67,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,953,590	21,953,590	東京証券取引所 プライム市場	(注)1, 2
計	21,953,590	21,953,590	-	-

(注)1. 1単元の株式数は100株であります。

2. 提出日現在発行数には、2023年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
 【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権 2014年11月13日の取締役会決議

決議年月日	2014年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3、執行役員1、従業員29
新株予約権の数(個)	1,116 [1,116] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 223,200 [223,200] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	909 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2016年1月1日 至 2024年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 909 資本組入額 455 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、下記 乃至 に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2015年 9 月期において、売上高が14.5億円を超過し、かつEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及び無形固定資産償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）が正の値となった場合行使可能割合：10%
2015年 9 月期乃至2018年 9 月期のうち、いずれかの期において売上高が20億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合行使可能割合：50%

2015年 9 月期乃至2018年 9 月期のうち、いずれかの期において売上高が30億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合行使可能割合：100%

- (2) 上記(1)における売上高及びEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により売上高もしくは参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7．新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）6 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8．1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3で定められる行使価額を調整して得られる額に、（注）6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）7に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権 2018年3月15日の取締役会決議

決議年月日	2018年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、監査役1、執行役員1 当社従業員71
新株予約権の数(個)	374 [374] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 74,800 [74,800] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	872 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2020年1月1日 至 2028年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 872 資本組入額 436 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、新株予約権の数、及び新株予約権の目的となる株式の数については、(注)5.新株予約権行使の条件に基づき、本有価証券報告書の提出をもって失効が確定する数を控除しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2.当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該営業利益が下記(a)または(b)に掲げる水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 2019年9月期または2020年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：100%

(b) 2021年9月期または2022年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：50%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員または従業員を退任または退職した場合、当該退任または退職の時点で上記(1)に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）9の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権 2019年2月13日の取締役会決議

決議年月日	2019年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の数(個)	6,354 [6,354] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,270,800 [1,270,800] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2019年3月11日 至 2029年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合は該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれていることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）5 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

8. 1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）9 の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4 に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）5 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）6 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月1日～ 2019年6月30日 (注)1	311,300	9,504,350	363,821	1,065,635	363,821	1,088,059
2019年7月1日 (注)2	9,504,350	19,008,700	-	1,065,635	-	1,088,059
2019年7月1日～ 2019年9月30日 (注)1	754,200	19,762,900	241,098	1,306,734	241,098	1,329,158
2019年10月1日～ 2020年2月12日 (注)1	1,023,400	20,786,300	584,075	1,890,809	584,075	1,913,233
2020年2月13日 (注)3	3,600	20,789,900	3,609	1,894,418	3,609	1,916,842
2020年2月13日～ 2020年9月30日 (注)1	683,200	21,473,100	102,521	1,996,939	102,521	2,019,363
2020年10月1日～ 2021年1月31日 (注)1	65,200	21,538,300	17,511	2,014,450	17,511	2,036,875
2021年2月1日 (注)4	1,890	21,540,190	7,361	2,021,812	7,361	2,044,236
2021年2月1日～ 2021年9月30日 (注)1	34,000	21,574,190	6,725	2,028,537	6,725	2,050,962
2021年10月1日～ 2022年1月31日 (注)1	4,000	21,578,190	1,745	2,030,282	1,745	2,052,707
2022年2月1日 (注)5	8,840	21,587,030	14,563	2,044,846	14,563	2,067,270
2022年2月1日～ 2022年6月30日 (注)1	12,200	21,599,230	5,322	2,050,169	5,322	2,072,593
2022年7月1日 (注)6	21,350	21,620,580	-	2,050,169	38,365	2,110,959
2022年7月1日～ 2022年9月30日 (注)1	2,000	21,622,580	872	2,051,041	872	2,111,831
2022年10月3日 (注)7	150,000	21,772,580	153,450	2,204,491	153,450	2,265,281
2022年11月1日～ 2023年2月28日 (注)1	146,400	21,918,980	15,958	2,220,449	15,958	2,281,239
2023年2月1日 (注)8	34,610	21,953,590	24,175	2,244,624	24,175	2,305,414

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 株式分割(1株:2株)によるものであります。

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 2,005円
 資本組入額 1,002.5円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)3名及び執行役員5名
4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 7,790円
 資本組入額 3,895円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)4名及び執行役員4名
5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 3,295円
 資本組入額 1,647.5円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)3名及び執行役員5名
 当社子会社の取締役2名
6. 当社を完全親会社、株式会社クラウドクリニックを完全子会社とする株式交換に伴う新株式発行
 発行価額 1,797円
 資本組入額 -円
7. 有償第三者割当
 発行価格 2,046円
 資本組入額 1,023円
 割当先 EPSホールディングス株式会社
8. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 1,397円
 資本組入額 24,175円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)3名、執行役員5名及び従業員26名
 当社子会社の取締役6名

(5) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	32	112	87	34	12,453	12,728	-
所有株式数(単元)	-	19,724	8,748	22,209	19,387	408	148,739	219,215	32,090
所有株式数の割合(%)	-	9.0	4.0	10.1	8.8	0.2	67.9	100.0	-

(注) 自己株式265,498株は、「個人その他」に2,654単元、「単元未満株式の状況」に98株含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
石見 陽	東京都港区	5,311,350	24.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,720,300	7.93
BOZO株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー5階トラスティーズ・コンサルティングLLP内	1,250,000	5.76
堺 昌彦	北海道小樽市	900,000	4.15
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A.(東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	618,760	2.85
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町1丁目8番4号	551,200	2.54
山中 篤史	埼玉県上尾市	542,500	2.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人株式会社みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.(東京都港区港南2丁目15番1号)	287,900	1.33
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	276,897	1.28
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	237,900	1.10
計	-	11,696,807	53.93

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株主は、すべて各社が信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式です。
- 2 2023年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー並びに野村アセットマネジメント株式会社が2023年6月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式	株券等保有割合
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	株式 147,324株	0.67%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	株式 380,946株	1.74%
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	株式 562,000株	2.56%

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 265,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,656,100	216,561	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 32,090	-	-
発行済株式総数	21,953,590	-	-
総株主の議決権	-	216,561	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式98株が含まれています。

【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式の割合(%)
メドピア株式会社	東京都中央区築地一丁目13番1号	265,400	-	265,400	1.21
計	-	265,400	-	265,400	1.21

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年5月11日)での決議状況 (取得期間 2023年5月12日~2023年5月31日)	300,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	262,900	299,980,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	37,100	19,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	12.4	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	12.4	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,284	119,510
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 当事業年度における取得自己株式1,284株は、譲渡制限付株式の無償取得1,196株及び単元未満株式の買取り88株によるものです。

2. 当期間における取得自己株式には、2023年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	265,498	-	265,498	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、引き続き成長投資を行うことを優先しつつ、各期の経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら株主還元の充実を目指していく方針であります。しかしながら、当社グループの業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、期末配当の年1回を基本方針としております。

当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年12月19日 定時株主総会決議	97,596	4円50銭

なお、当社は、2023年12月19日開催の定時株主総会において、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当ができる旨、定款の変更を決議しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社が「MedPeer」サイトを中心として提供するサービスは、医師に中立性、健全性の観点から信頼される事が基本的な成立要件であります。医師からの信頼を高める上で、運営母体の信用向上は欠かせない要件であるとともに、株主をはじめとして従業員、取引先、債権者、医療業界等の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が持続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、うち社外取締役が3名であります。意思決定機関としての透明性、公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を明確化するため、社外取締役3名を選任しております。また社外監査役3名も取締役会に出席しており、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りの強化に努めております。

定時取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会の議長は、代表取締役社長CEOが務めております。構成員の氏名については、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

ロ．取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

なお、取締役の定数について、取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

ハ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ニ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

ア．剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当や自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。これは、経済情勢の変化に応じて財務戦略等の経営戦略を機動的に遂行するためであります。

ホ．監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

構成員の氏名については、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。監査役会では、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

社外監査役は、職務経験や専門的な見地より経営監視をしております。また、常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

へ．指名報酬委員会

当社は任意の機関として独立社外取締役3名を構成員とする指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、必要に応じて随時開催されており、取締役の選定及び報酬に関する事項について諮問を受け、審議を行い、答申をいたします。

ト．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

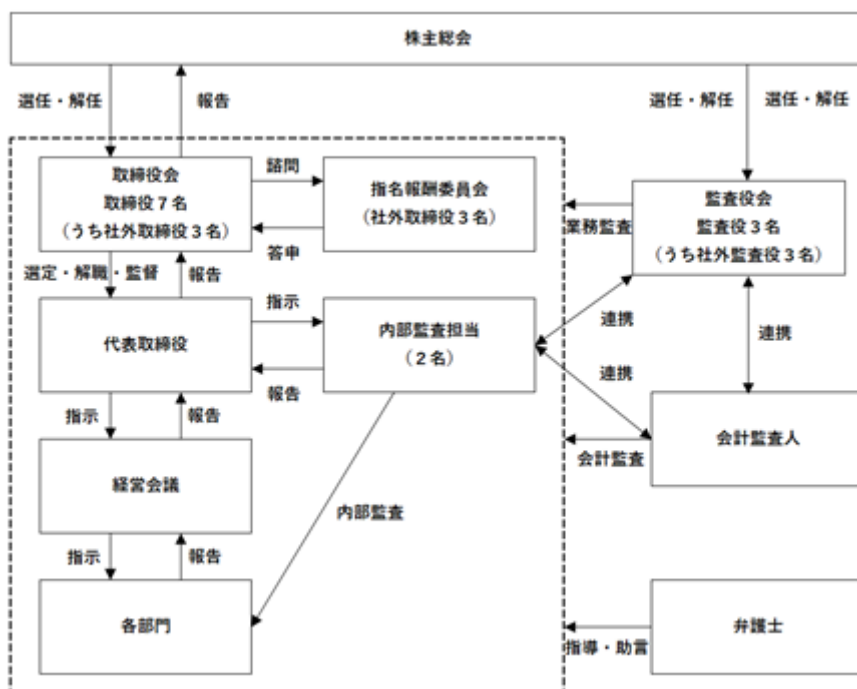
リ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する事由、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等一定の免責事由があります。

ヌ．当社のコーポレート・ガバナンス体制図



（当該企業統治の体制を採用する理由）

当社は、経営に対する意思決定のスピードアップと企業活動の透明性を高めるために上記の企業統治体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「Mission」「Vision」及び各種規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び全従業員に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。

取締役会は、コンプライアンスに関する各種規程を制定するとともに、取締役及び全従業員がコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスク・マネジメント委員会（委員長：代表取締役社長）を設置してリスク管理体制の整備に努めてまいります。また、四半期に一回、コンプライアンスリスクに関して報告を受け、対処が必要な課題には速やかに対応するよう努めてまいります。

取締役会は、コーポレート本部管掌取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。

監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。

内部監査担当部署は、原則として全ての部門及び子会社を監査対象として、毎年、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、各部署における内部統制の有効性や腐敗防止を含む各種コンプライアンスの遵守状況などを監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。

腐敗防止の取り組みとして法令及び企業倫理の遵守を徹底しています。また、その実効性を高めるために取引先や公務員等との接待・贈答が発生する場合の手続きについては、コンプライアンス規程を制定し厳格な運営を行っています。

コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス実践に必要な知識の習得を図るため、新たに当社で勤務を開始する従業員向けの研修や、全従業員（派遣社員を含みます。）を対象としたコンプライアンス教育・研修を年に1回以上実施しています。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスク・マネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものとしたします。

「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものとしたします。

万一不測の事態が発生した場合には、リスク・マネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものとしたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。

取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものとしたします。

取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものとしたします。

- (5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。
前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。
上記に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。
- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
イ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。
- ロ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。
- (8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「ヘルプライン規程」を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口はコーポレート本部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。
- (9) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役職務の執行に必要でない合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。
- (10) その他監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。
監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

(10) 当事業年度の取締役会、指名報酬委員会の活動状況

取締役会

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	石見 陽	19回	19回
取締役	平林 利夫	19回	19回
取締役	天坊 吉彦	19回	19回
社外取締役	川名 正敏	19回	19回
社外取締役	志村 正之	19回	19回
社外取締役	瀬戸 まゆ子	15回	15回

具体的な検討内容としては、短期的な事業戦略、中長期的な経営方針、決算書類の承認、株主還元、資金調達、人事や組織変更に関する重要事項、その他法令・定款並びに取締役会規程で定められた重要事項について審議、決定を行っております。

2 指名報酬委員会

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	川名 正敏	1回	1回
社外取締役	志村 正之	1回	1回
社外取締役	瀬戸 まゆ子	1回	1回

具体的な検討内容は、取締役の選定、取締役の報酬に関する審議であります。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社では、リスク管理に関するリスク・マネジメント規程を定めると共に、代表取締役社長を委員長とするリスク・マネジメント委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、社内リスクの洗い出しとそれらのレベル分けを行い、優先的対応案件からの順次の対応と予防、再発防止策の策定及び実施を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名(役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	石見 陽	1974年3月9日	1999年4月 東京女子医科大学病院 循環器 内科学入局 2004年12月 株式会社メディカル・オプリー ジュ(現当社) 設立 当社取締 役 2005年6月 当社代表取締役社長(現任) 2014年10月 株式会社総合臨床ホールディン グス(現株式会社EP総合) 取締 役 2019年12月 EPSホールディングス株式会社 社外取締役 2020年5月 メドピアキャリアエージェント 株式会社取締役(現任) 2021年8月 株式会社Mediplat代表取締役 (現任) 2021年11月 一般社団法人遠隔健康医療相談 適正推進機構代表理事(現任) 2021年12月 株式会社フィッツプラス取締役 (現任) 2022年10月 MIフォース株式会社取締役(現 任)	(注) 4	5,311,350
取締役副社長	後藤 直樹	1988年3月25日	2013年4月 株式会社コーポレート・ディレク ション入社 2017年8月 株式会社ベータカタリスト入社 2021年4月 当社入社 2022年7月 株式会社やくばと代表取締役(現 任) 2023年7月 当社執行役員 2023年12月 当社取締役(現任)	(注) 4	1,000
取締役	平林 利夫	1981年2月22日	2003年4月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ) 入所 2006年9月 株式会社エニグモ入社 2011年1月 グローウィン・パートナーズ株 式会社入社 2013年5月 当社入社 2018年5月 当社執行役員 2020年5月 メドピアキャリアエージェント 株式会社監査役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年8月 メドクロス株式会社取締役 2021年11月 一般社団法人遠隔健康医療相談 適正推進機構監事(現任) 2022年7月 株式会社クラウドクリニック取 締役(現任)	(注) 4	61,620

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	天坊 吉彦	1975年12月7日	1999年4月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 2013年6月 株式会社ローランド・ベルガー入社 2014年2月 当社入社 2017年7月 株式会社medパス取締役(現任) 2018年5月 当社執行役員 2020年1月 株式会社コルボ取締役(現任) 2020年11月 メドクロス株式会社取締役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年8月 株式会社フィッツプラス取締役(現任) 2021年8月 メドピアキャリアエージェント株式会社取締役(現任) 2021年12月 株式会社Mediplat取締役(現任) 2022年10月 MIフォース株式会社取締役(現任)	(注)4	32,620
取締役 (非常勤)	川名 正敏	1953年11月27日	1978年5月 東京女子医科大学 循環器内科学入局 1991年9月 Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員 1991年12月 Vanderbilt University School of Medicine 研究員 2004年3月 東京女子医科大学循環器内科教授 2005年4月 同大学附属青山病院病院長 2014年4月 東京女子医科大学病院副院長 2014年11月 同院総合診療科教授 2018年6月 伊藤忠商事株式会社社外取締役(現任) 2019年4月 東京女子医科大学名誉教授(現任) 2019年12月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (非常勤)	志村 正之	1958年9月7日	1982年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長 2015年4月 同行専務執行役員 2017年5月 三井住友カード株式会社専務執行役員 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員 2019年7月 株式会社Shimura&Partners代表取締役(現任) 2019年8月 BASE株式会社社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 株式会社HashPort社外取締役(現任) 2022年12月 株式会社デジタルプラス社外取締役 監査等委員(現任)	(注)4	300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	瀬戸 まゆ子	1969年6月26日	2000年2月 日本イーライリリー株式会社入社 2002年12月 GEジャパン株式会社入社 2008年11月 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社入社 2012年4月 メットライフアリオ生命保険株式会社(現 メットライフ生命保険株式会社)執行役員 2016年1月 武田薬品工業株式会社入社 2020年4月 株式会社リコー コーポレート上級執行役員(現任) 2022年12月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
監査役 (常勤)	末吉 俊一	1958年5月5日	1981年4月 三菱商事株式会社入社 2006年7月 米国三菱商事会社入社 2013年4月 株式会社メタルワン入社 2017年12月 当社社外監査役(現任) 2018年4月 株式会社Mediplat監査役(現任) 2018年4月 株式会社フィッツプラス監査役(現任)	(注)5	-
監査役 (非常勤)	葉山 孝	1947年11月12日	1970年4月 日本生命保険相互会社入社 2002年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2005年3月 公認会計士葉山孝事務所代表(現任) 2007年9月 株式会社CELL(現株式会社ドワンゴ)取締役 2012年12月 当社社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社ミツバ社外取締役(現任) 2017年2月 日本法務補償株式会社(現エール少額短期保険株式会社)取締役(非常勤)	(注)5	83,000
監査役 (非常勤)	佐藤 弘康	1974年6月17日	2001年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現成和明哲法律事務所) 2009年4月 成和明哲法律事務所パートナー 2012年12月 当社社外監査役(現任) 2018年9月 法律事務所Comm&Path(現任)	(注)5	-
計					5,489,890

- (注) 1. 取締役 川名正敏、志村正之及び瀬戸まゆ子は、社外取締役であります。
 2. 監査役 末吉俊一、葉山孝及び佐藤弘康は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2023年12月19日の定時株主総会終結の時から2024年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、2021年12月16日の定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能の強化、及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員には次の7名を選任しております。

執行役員 鈴木 順子 CHRO
 執行役員 冬木 裕人 集合知プラットフォーム事業部長
 執行役員 七久保 卓郎 メディカルビジネス事業部長
 メドクロス株式会社 代表取締役
 執行役員 森 優子 オペレーション企画部長
 執行役員 縄田 愛美 メディカルビジネス事業副部長
 執行役員 平川 弘通 VPoT、開発推進室長
 執行役員 昌原 清植 MIフォース株式会社 代表取締役

社外役員の状況

当社の取締役7名のうち3名は社外取締役であり、監査役3名は全て社外監査役であります。

社外取締役には、独立した立場からの監督機能を、社外監査役には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを期待して選任し、経営監視機能の実効性を確保しております。

社外取締役の川名正敏は、病院経営の経験と医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外取締役の志村正之は、大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外取締役の瀬戸まゆ子は、大手企業の執行役員経験者として、企業の組織開発、人材育成に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外監査役の末吉俊一は、事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の葉山孝は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の佐藤弘康は、弁護士としての企業法務をはじめとした法務全般に対する豊富な経験と高い知識を有しており、当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外取締役志村正之は当社普通株式300株を保有しており、社外監査役葉山孝は当社普通株式83,000株を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役に関しては会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、取締役会に出席し、積極的な意見交換や助言を行っております。また、取締役会の資料は原則として取締役会事務局により社外取締役に対して事前配布しており、社外取締役が十分な検討をする時間を確保するとともに、コーポレート本部担当取締役から付議事項の事前説明を行っております。社外取締役に対しては、重要会議の議事や結果についても適時に報告を行っており、経営監視機能が適切に発揮されるよう連携を図っております。

なお、監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携の状況につきましては、後記の「(3) 監査の状況」に記載しております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、1回の定時監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

なお、常勤監査役の末吉俊一は、監査部長経験者として、事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、米国公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。また、社外監査役の葉山孝は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらに、社外監査役の佐藤弘康は、弁護士としての企業法務をはじめとした法務全般に対する豊富な経験と高い知識を有しております。

当事業年度において、監査役会を19回開催しており、監査役3名とも全ての監査役会に出席しております。各監査役は、年度当初に策定した監査方針・監査活動計画に従い、取締役の業務執行状況、内部統制システムの構築および運用状況、重要な稟議書類等について監査を実施し、期中において把握した課題や問題点等については、監査結果及び監査役会としての意見を取り纏めた資料を作成し、代表取締役と内容を共有しております。また、業務監査により把握した会社の活動や実情を踏まえて、計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているか、会計処理が適正であるか、また、会計監査人による監査の方法・結果の相当性等について監査を行い、監査意見を形成しております。

常勤監査役は、経営会議、事業部定例会議などの取締役会以外の重要な会議に出席し、重要な意思決定が適切なプロセスを経て行われているか確かめております。また、代表取締役や会計監査人及び内部監査担当者と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。

内部監査の状況

当社は、小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、代表取締役の指名した内部監査責任者の指揮のもと、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。なお、内部監査責任者が所属している部門の内部監査については、代表取締役が別部門から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役へ報告を行っております。

内部監査責任者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役、内部監査責任者と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
 有限責任監査法人 トーマツ
- b. 継続監査期間
 第9期より11年間
- c. 業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員業務執行社員 伊藤裕之
 指定有限責任社員業務執行社員 萬 政広
- d. 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士12名、会計士試験合格者等3名、その他14名
- e. 監査法人の選定方針と理由
 会計監査人の選定にあたっては、会計監査人として必要とされる専門性・独立性・品質管理体制、当社グループの事業に対する理解度、報酬の合理性等を総合的に勘案し、決定しております。
- f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価
 当社の監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。各監査役は、有限責任監査法人 トーマツと緊密なコミュニケーションをとっており、監査の実施状況を適時かつ適切に把握しております。その結果、有限責任監査法人 トーマツによる監査が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

- a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	44,000	-	57,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	44,000	-	57,000	-

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイト トーマツ グループ)に対する報酬(a.を除く)
 該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
 日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、当社監査役会の同意を得たうえで決定しております。
- e. 監査役会による監査報酬の同意理由
 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査内容、会計監査の職務遂行及び報酬の算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に照らして適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社では、「Supporting Doctors, Helping Patients.」という企業ミッションの下、事業規模の拡大を図り、企業価値の拡大を実現させることを念頭に事業活動を展開しており、その職責に相応しい報酬制度とすることを基本方針としております。また、2019年9月期までは固定報酬及びストック・オプションの付与を通じて報酬としていましたが、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、2019年11月13日付の取締役会において、業績連動報酬及び譲渡制限付株式を導入することといたしました。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が報酬額の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬及び譲渡制限付株式が報酬総額の5割程度となることを想定しています。

取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2010年12月29日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内、監査役の報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。

また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2019年12月17日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内とすることについて承認をいただいております。

当社の取締役の報酬の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬規程に基づき株主総会が定める報酬限度額の範囲内で、世間水準、経営内容とのバランス等を考慮して、社外取締役3名で構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

< 個別報酬額の決定手続き >

取締役の個別報酬額は、取締役の役位に基づき、役員報酬規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。

< 非業務執行取締役に対する報酬額の決定手続き >

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	86,882	71,400	5,609	9,872	9,872	3
社外役員	33,900	33,900	-	-	-	6

(注) 1. 対象となる役員の員数並びに報酬等の総額には、当期中に就任した社外役員1名分を含んでおります。

2. 譲渡制限付株式制度の概要は以下のとおりです。

譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とする。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬の額の決定方法

（１）業績連動報酬の指標

業績連動報酬の指標を、連結売上高及び連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によって獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

（２）業績連動報酬額の決定方法

2023年9月期の業績連動報酬の額の決定方法の概要は以下の通りであります。

業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役（業務執行取締役）に限るものとし、社外取締役は対象としない。

2023年9月期の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、2022年11月14日付の決算短信（以下、「決算短信」という。）に記載した2023年9月期の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額（以下、「連結営業利益予想」という。）に、役位別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高（以下、「連結売上高予想」という。）並びに連結営業利益予想と2023年9月期の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益（業績連動報酬控除前）に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。

算定式

算定式：連結営業利益予想 × 役員別支給乗率 × 業績達成支給乗率

a. 役員別支給乗率

役員	支給乗率
代表取締役	0.20%
役付取締役	0.15%
取締役	0.12%

b. 業績達成支給乗率

業績達成支給乗率=連結売上高達成率 × 50%+連結営業利益達成率 × 50%

・ 連結売上高達成率

達成率	90%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上 120%未満	120%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

・ 連結営業利益達成率

達成率	70%未満	70%以上 100%未満	100%以上 130%未満	130%以上 150%未満	150%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

(3) 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績目標達成度の目標および実績は以下の通りです。

	目標 (千円)	実績 (千円)
連結売上高	14,000,000	14,540,835
連結営業利益	1,500,000	1,119,997

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により、財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計専門誌等の定期購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,138,758	5,393,167
受取手形	2,710	-
売掛金	1,257,761	3,367,420
契約資産	77,178	62,370
仕掛品	30,468	20,377
その他	206,338	340,257
貸倒引当金	766	-
流動資産合計	7,712,448	9,183,595
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,102,523	1,103,430
工具、器具及び備品(純額)	1,104,335	1,91,290
その他	1,4,662	1,2,914
有形固定資産合計	211,520	197,634
無形固定資産		
のれん	431,947	2,398,610
ソフトウェア	177,334	210,436
ソフトウェア仮勘定	-	16,854
顧客関連資産	90,641	2,188,782
無形固定資産合計	699,923	4,814,683
投資その他の資産		
関係会社株式	2,134,819	2,189,523
投資有価証券	131,193	132,498
敷金	234,892	361,121
繰延税金資産	194,191	246,425
その他	32,018	36,680
投資その他の資産合計	727,115	966,250
固定資産合計	1,638,559	5,978,568
資産合計	9,351,008	15,162,163

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,388	60,226
未払金	327,255	515,661
短期借入金	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	62,090	572,526
未払消費税等	110,670	324,769
未払法人税等	104,080	261,216
賞与引当金	106,189	129,209
役員賞与引当金	-	10,650
ポイント引当金	172,754	187,425
契約負債	159,285	79,814
その他	110,049	263,571
流動負債合計	1,280,763	2,455,070
固定負債		
長期借入金	67,033	3,186,757
資産除去債務	79,123	87,801
繰延税金負債	57,728	784,387
退職給付に係る負債	-	59,485
その他	3,155	1,365
固定負債合計	207,040	4,119,796
負債合計	1,487,804	6,574,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,051,041	2,244,624
資本剰余金	2,306,453	2,500,036
利益剰余金	3,236,973	3,854,651
自己株式	644	300,745
株主資本合計	7,593,823	8,298,567
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,046	12,736
退職給付に係る調整累計額	-	1,136
その他の包括利益累計額合計	11,046	11,599
新株予約権	9,578	8,778
非支配株主持分	270,848	291,549
純資産合計	7,863,203	8,587,296
負債純資産合計	9,351,008	15,162,163

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	8,452,113	14,540,835
売上原価	3,418,336	7,674,181
売上総利益	5,033,776	6,866,654
販売費及び一般管理費	3,970,060	5,746,657
営業利益	1,063,716	1,119,997
営業外収益		
受取利息	223	189
持分法による投資利益	46,050	57,562
補助金収入	2,493	1,815
その他	5,188	4,025
営業外収益合計	53,955	63,592
営業外費用		
支払利息	1,087	13,328
自己株式取得費用	-	1,020
消費税差額	2,092	-
その他	775	4,988
営業外費用合計	3,955	19,337
経常利益	1,113,716	1,164,252
特別利益		
新株予約権戻入益	47	-
特別利益合計	47	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	117,645
特別損失合計	-	117,645
税金等調整前当期純利益	1,113,763	1,046,606
法人税、住民税及び事業税	339,622	511,238
法人税等調整額	40,586	103,011
法人税等合計	299,036	408,226
当期純利益	814,727	638,379
非支配株主に帰属する当期純利益	2,339	20,700
親会社株主に帰属する当期純利益	812,388	617,678

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
当期純利益	814,727	638,379
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,010	1,689
退職給付に係る調整額	-	1,136
その他の包括利益合計	4,010	552
包括利益	810,716	637,826
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	808,377	617,126
非支配株主に係る包括利益	2,339	20,700

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,028,537	2,245,584	2,431,410	576	6,704,955
会計方針の変更による 累積的影響額			6,825		6,825
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,028,537	2,245,584	2,424,584	576	6,698,129
当期変動額					
新株の発行	14,563	14,563			29,127
新株の発行（新株予約 権の行使）	7,939	7,939			15,879
株式交換による増加		38,365			38,365
親会社株主に帰属する 当期純利益			812,388		812,388
自己株式の取得				68	68
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	22,503	60,869	812,388	68	895,693
当期末残高	2,051,041	2,306,453	3,236,973	644	7,593,823

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	7,036	7,036	9,634	273,223	6,980,777
会計方針の変更による 累積的影響額				4,713	11,539
会計方針の変更を反映し た当期首残高	7,036	7,036	9,634	268,509	6,969,237
当期変動額					
新株の発行					29,127
新株の発行（新株予約 権の行使）					15,879
株式交換による増加					38,365
親会社株主に帰属する 当期純利益					812,388
自己株式の取得					68
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,010	4,010	56	2,339	1,727
当期変動額合計	4,010	4,010	56	2,339	893,966
当期末残高	11,046	11,046	9,578	270,848	7,863,203

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,051,041	2,306,453	3,236,973	644	7,593,823
当期変動額					
新株の発行	177,625	177,625			355,250
新株の発行（新株予約権の行使）	15,957	15,957			31,915
親会社株主に帰属する当期純利益			617,678		617,678
自己株式の取得				300,100	300,100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	193,582	193,582	617,678	300,100	704,744
当期末残高	2,244,624	2,500,036	3,854,651	300,745	8,298,567

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,046		11,046	9,578	270,848	7,863,203
当期変動額						
新株の発行						355,250
新株の発行（新株予約権の行使）						31,915
親会社株主に帰属する当期純利益						617,678
自己株式の取得						300,100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,689	1,136	552	800	20,700	19,348
当期変動額合計	1,689	1,136	552	800	20,700	724,092
当期末残高	12,736	1,136	11,599	8,778	291,549	8,587,296

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,113,763	1,046,606
減価償却費	137,696	501,962
のれん償却額	48,089	309,486
受取利息及び受取配当金	1,396	1,400
支払利息	1,087	13,328
持分法による投資損益(は益)	46,050	57,562
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	-	117,645
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	37,378	856,428
棚卸資産の増減額(は増加)	39,009	10,090
仕入債務の増減額(は減少)	8,806	18,162
賞与引当金の増減額(は減少)	13,865	35,694
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	766
役員賞与引当金の増減額(は減少)	7,221	6,470
未払金の増減額(は減少)	61,505	118,291
未払消費税等の増減額(は減少)	66,354	31,848
ポイント引当金の増減額(は減少)	30,972	14,670
その他	97,783	15,233
小計	1,451,321	1,108,516
利息及び配当金の受取額	1,492	1,400
利息の支払額	1,000	13,564
法人税等の支払額	598,581	496,278
営業活動によるキャッシュ・フロー	853,232	600,073
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	78,621	39,459
無形固定資産の取得による支出	83,602	66,511
投資有価証券の取得による支出	-	121,024
敷金の差入による支出	10	105,088
敷金の回収による収入	-	79
貸付金の回収による収入	24,100	2,065
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 283,757	2 4,648,102
事業譲受による支出	-	37,000
その他	993	3,062
投資活動によるキャッシュ・フロー	422,885	5,011,980
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50,000	50,000
短期借入金の返済による支出	-	50,000
長期借入れによる収入	-	4,200,000
長期借入金の返済による支出	56,997	569,840
株式の発行による収入	15,870	338,015
自己株式の取得による支出	68	300,100
その他	1,725	1,758
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,079	3,666,316
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	437,425	745,590
現金及び現金同等物の期首残高	5,701,332	6,138,758
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,138,758	1 5,393,167

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

株式会社Mediplat

株式会社フィッツプラス

株式会社コルボ

メドピアキャリアエージェント株式会社

メドクロス株式会社

株式会社クラウドクリニック

株式会社やくばと

MIフォース株式会社

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より新たに株式を取得したことに伴い、MIフォース株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社medパス

なお、Nichi-Med株式会社は当連結会計年度において清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。

また、持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～31年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10～14年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金

ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

簡便法の採用

連結子会社では、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

広告配信

広告配信では、当社グループが運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しております。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法（原価回収基準）によっております。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

運営サービス

当社グループが運営する医療相談、薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

コントラクトサービス

当社の連結子会社であるMIフォース株式会社では、主に製薬企業に対してMR（医薬情報担当者）、MSL（メディカル・サイエンス・リエゾン）、ナースなどの医療専門人材を派遣するコントラクトサービスを提供しております。当該サービスについては、人材派遣契約に基づき顧客に対して一定期間、労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されるため、派遣期間における稼働実績に応じて人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～10年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

顧客関連資産及びのれんの評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客関連資産	90,641千円	2,188,782千円
のれん	431,947千円	2,398,610千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該顧客関連資産及びのれんについて、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

顧客関連資産及びのれんの大部分はMIフォース株式会社の買収から生じたものであり、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からのMRの派遣の受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定しており、競合他社や市場環境の変化による影響を受ける可能性があります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表における、顧客関連資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」の「その他」に表示していた220,719千円は、「未払消費税等」110,670千円、「その他」110,049千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
減価償却累計額(減損損失累計額を含む)	273,261千円	334,188千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
関係会社株式	134,819千円	189,523千円

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)	当連結会計年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
役員報酬	239,187千円	291,648千円
給料及び手当	1,044,702	1,753,808
役員賞与引当金繰入額	-	10,650
賞与引当金繰入額	103,999	117,747
広告宣伝費	185,360	145,804
ポイント費用	501,368	519,751
ポイント引当金繰入額	30,972	14,670
支払手数料	696,548	750,389
のれん償却	48,089	309,486
退職給付費用	-	6,146

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)	当連結会計年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	6,131千円	2,583千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	6,131	2,583
税効果額	2,121	893
その他有価証券評価差額金	4,010	1,689
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	-	1,738千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	1,738
税効果額	-	601
退職給付に係る調整額	-	1,136
その他の包括利益合計	4,010	552

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	21,574,190	48,390	-	21,622,580
合計	21,574,190	48,390	-	21,622,580
自己株式				
普通株式	706	608	-	1,314
合計	706	608	-	1,314

(変動事由の概要)

増加の内訳は次のとおりであります。

(発行済株式)

新株予約権の権利行使による増加	18,200株
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加	8,840株
株式交換による増加	21,350株

(自己株式)

譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加	576株
単元未満株式の買取りによる増加	32株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	9,578
	合計		-	-	-	-	9,578

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	21,622,580	331,010	-	21,953,590
合計	21,622,580	331,010	-	21,953,590
自己株式				
普通株式	1,314	264,184	-	265,498
合計	1,314	264,184	-	265,498

(変動事由の概要)

増加の内訳は次のとおりであります。

(発行済株式)

新株予約権の権利行使による増加	146,400株
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加	34,610株
第三者割当による増加	150,000株

(自己株式)

譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加	1,196株
単元未満株式の買取りによる増加	88株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	262,900株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	8,778	
	合計		-	-	-	8,778	

3. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月19日 定時株主総会	普通株式	97,596	利益剰余金	4円50銭	2023年9月30日	2023年12月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	6,138,758千円	5,393,167千円
現金及び現金同等物	6,138,758	5,393,167

- 2 株式交換及び株式取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

株式交換により新たに株式会社クラウドクリニックを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	76,474千円
固定資産	3,189
のれん	360,344
流動負債	21,842
固定負債	49,800
株式の取得価額	368,365
現金及び現金同等物	46,242
株式交換による当社株式の交付価額	38,365
差引：取得のための支出	283,757

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

株式取得により新たにMIフォース株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,607,902千円
固定資産	2,621,161
のれん	2,276,149
流動負債	586,822
固定負債	918,390
株式の取得価額	5,000,000
現金及び現金同等物	351,897
差引：取得のための支出	4,648,102

3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
株式交換による資本剰余金増加額	38,365千円	- 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、コーポレート本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。また、保有株式の時価はコーポレート本部にて定期的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年9月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	234,892	188,740	46,151
(2) 投資有価証券（*2）	30,534	30,534	-
資産計	265,427	219,275	46,151
(1) 長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	129,123	128,155	967
負債計	129,123	128,155	967

当連結会計年度（2023年9月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	361,121	268,389	92,732
(2) 投資有価証券（*2）	28,976	28,976	-
資産計	390,098	297,366	92,732
(1) 長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	3,759,283	3,758,384	898
負債計	3,759,283	3,758,384	898

（*1）「現金」については記載を省略しています。「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、非上場株式には関係会社株式が含まれております。

区分	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
非上場株式	134,819	192,378
出資金	100,658	100,668

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2022年9月30日）

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,138,758	-	-	-
受取手形	2,710	-	-	-
売掛金	1,257,761	-	-	-
敷金	-	98,562	-	136,330
合計	7,399,230	98,562	-	136,330

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,393,167	-	-	-
受取手形	-	-	-	-
売掛金	3,367,420	-	-	-
敷金	-	98,642	-	262,479
合計	8,760,587	98,642	-	262,479

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2022年9月30日）

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	62,090	30,324	6,324	6,324	6,324	17,737
合計	62,090	30,324	6,324	6,324	6,324	17,737

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	572,526	531,300	531,300	531,300	531,300	1,061,557
合計	572,526	531,300	531,300	531,300	531,300	1,061,557

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	30,534	-	-	30,534

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	28,976	-	-	28,976

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	188,740	-	188,740
資産計	-	188,740	-	188,740
長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	-	128,155	-	128,155
負債計	-	128,155	-	128,155

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	268,389	-	268,389
資産計	-	268,389	-	268,389
長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	-	3,758,384	-	3,758,384
負債計	-	3,758,384	-	3,758,384

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの長期借入金の時価は、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2022年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	30,534	47,423	16,888
合計		30,534	47,423	16,888

(注) 出資金（連結貸借対照表計上額100,658千円）については、市場価格がないため記載しておりません。

当連結会計年度（2023年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,976	48,448	19,472
合計		28,976	48,448	19,472

(注) 非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額103,522千円）については、市場価格がないため記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当連結会計年度において、市場価格がない非上場株式（その他有価証券）について117,645千円の減損処理を行っております。

市場価格のない株式等の非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
新株予約権戻入益	47	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2019年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、執行役員 1名 当社従業員 29名
株式の種類及び付与数	普通株式 649,000株
付与日	2014年12月25日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、下記乃至に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>2015年9月期において、売上高が14.5億円を超過し、かつEBITDA(当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及び無形固定資産償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。)が正の値となった場合 行使可能割合：10%</p> <p>2015年9月期乃至2018年9月期のうち、いずれかの期において売上高が20億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合：50%</p> <p>2015年9月期乃至2018年9月期のうち、いずれかの期において売上高が30億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合：100%</p> <p>(2) 上記(1)における売上高及びEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により売上高もしくは参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年1月1日～2024年11月26日

第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、執行役員 1名 当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 532,800株
付与日	2016年2月29日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、2017年9月期乃至2019年9月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">2017年9月期及び2018年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p style="padding-left: 40px;">2018年9月期及び2019年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>(2) 上記(1)における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年1月1日～2023年2月28日

	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、 監査役1名、執行役員1名 当社従業員71名
株式の種類及び付与数	普通株式 300,000株
付与日	2018年3月30日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該営業利益が下記(a)または(b)に掲げる水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 2019年9月期または2020年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：100%</p> <p>(b) 2021年9月期または2022年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：50%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員または従業員を退任または退職した場合、当該退任または退職の時点で上記に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年1月1日～2028年3月29日

第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,270,800株
付与日	2019年 3 月 8 日
権利確定条件	<p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 か月平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年 3 月11日 ~ 2029年 3 月 8 日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権	第16回 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末（株）	-	-	-	-
付与（株）	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-
権利確定（株）	-	-	-	-
未確定残（株）	-	-	-	-
権利確定後				
前連結会計年度末（株）	223,200	145,400	75,800	1,270,800
権利確定（株）	-	-	-	-
権利行使（株）	-	145,400	1,000	-
失効（株）	-	-	-	-
未行使残（株）	223,200	-	74,800	1,270,800

（注）2019年7月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第12回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	909	208	872	1,100
行使時平均株価 (円)	-	1,464	1,402	-
付与日における公 正な評価単価 (円)	-	-	-	1,200

(注) 2019年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第9回及び第12回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しています。一部の制度については退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

(千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
退職給付債務の期首残高	-	-
勤務費用	-	13,660
利息費用	-	15
数理計算上の差異の発生額	-	3,568
退職給付の支払額	-	9,678
新規連結子会社の取得に伴う増加	-	78,827
退職給付債務の期末残高	-	79,224

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

(千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
年金資産の期首残高	-	-
期待運用収益	-	850
数理計算上の差異の発生額	-	1,792
事業主からの拠出額	-	14,506
退職給付の支払額	-	9,678
新規連結子会社の取得に伴う増加	-	56,717
年金資産の期末残高	-	60,603

4. 簡便法を利用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	-	-
退職給付費用	-	12,685
退職給付の支払額	-	8,275
新規連結子会社の取得に伴う増加	-	36,454
退職給付に係る負債の期末残高	-	40,864

5. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	-	79,224
年金資産	-	60,603
	-	18,621
非積立型制度の退職給付債務	-	40,864
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	-	59,485
退職給付に係る負債	-	59,485
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	-	59,485

(注) 簡便法を適用した制度が含まれております。

6. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
勤務費用	-	13,660
利息費用	-	15
期待運用収益	-	850
数理計算上の差異の損益処理額	-	939
簡便法で計算した退職給付費用	-	12,685
確定給付制度に係る退職給付費用	-	24,539

7. 退職給付に係る調整額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
数理計算上の差異	-	1,775
合計	-	1,775

8. 退職給付に係る調整累計額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
未認識数理計算上の差異	-	1,738
合計	-	1,738

9. 年金資産に係る事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
生保一般勘定	-	100%

合計	- %	100%
----	-----	------

(注) 生保一般勘定は、保険会社が運用する資産で、運用リスクを保険会社が負い、保険契約者に対して一定の予定利率を保証するものです。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から、現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

10 . 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
割引率	- %	0.02%
長期期待運用収益率	- %	1.50%
予想昇給率	- %	1.66%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	58,674千円	75,507千円
減価償却超過額(減損含)	29,905	20,181
ポイント引当金	52,897	57,389
賞与引当金	33,401	40,971
退職給付に係る負債	-	21,177
未払事業税	12,075	30,547
投資有価証券評価損	-	36,023
資産除去債務	24,935	27,927
その他	29,156	55,210
繰延税金資産小計	241,046	364,936
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	21,059	54,929
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	534	37,762
評価性引当額小計(注)1	21,594	92,692
繰延税金資産合計	219,451	272,244
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	14,912	14,839
連結子会社の時価評価差額	36,722	38,267
顧客関連資産	31,352	757,099
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金負債合計	82,988	810,206
繰延税金資産の純額	136,463	537,961

(注)1. 前連結会計年度においては、評価性引当額が28,569千円減少しております。この減少の主な内容は、当社子会社において繰越欠損金の増加により11,254千円増加したものの、当社子会社において繰越欠損金の利用により18,244千円減少し、回収可能性の見直しに伴い対応する評価性引当額を21,702千円取り崩したことによるものであります。

当連結会計年度においては、評価性引当額が71,097千円増加しております。この増加の主な内容は、投資有価証券評価損の計上により36,023千円増加し、当社子会社において繰越欠損金の増加により33,869千円増加したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	8,789	28,825	21,059	58,674
評価性引当額	-	-	-	-	-	21,059	21,059
繰延税金資産 (2)	-	-	-	8,789	28,825	-	37,615

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金58,674千円(法定実効税率を乗じた額)のうち、繰延税金資産37,615千円を計上しております。当該繰延税金資産37,615千円は、連結子会社である株式会社フィッツプラスにおける税務上の繰越欠損金の37,615千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであり、同社の将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額等を考慮した結果、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりませ

ん。

当連結会計年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（1）	17,626	-	-	20,577	-	37,303	75,507
評価性引当額	17,626	-	-	-	-	37,303	54,929
繰延税金資産 (2)	-	-	-	20,577	-	-	20,577

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金75,507千円（法定実効税率を乗じた額）のうち、繰延税金資産20,577千円を計上しております。当該繰延税金資産20,577千円は、連結子会社である株式会社フィッツプラスにおける税務上の繰越欠損金の20,577千円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであり、同社の将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額等を考慮した結果、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	1.2
住民税均等割等	0.3	0.4
雇用者給与支給額増加税額控除	3.5	6.8
のれん償却額	1.3	9.1
持分法による投資損益	1.3	1.7
評価性引当額の増減	2.6	5.1
連結子会社との税率差異	1.0	3.4
その他	0.8	2.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8	39.0

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社EPフォース
事業内容	CSO事業、MA/MSL業務アウトソーシングサービス、MA/MSL、MR、マネジメント研修サービス
資本金	50,000千円

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、16万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の臨床等における疑問や悩みの解決をサポートしてまいりました。また、製薬企業に対して医療用医薬品等の広告掲載枠を提供するとともに、「集合知」を活用した製薬企業のマーケティング戦略の立案・実行・運用支援サービスを提供しております。

昨今の製薬企業を取り巻く環境としては、医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環として、ウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワーク等、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化する動きがあります。他方で、新薬上市数の減少に加え、生活習慣病治療薬等のプライマリー領域から、がん等のスペシャリティ領域への製品構成のシフトの進行、デジタルチャネルを通じた情報提供の増加を背景に国内のMR 1数は減少傾向にあります。

このような中、経営の柔軟性を高め、生産性を向上させるアプローチとして、製薬企業がコントラクトMR 2を活用する動きが活発化し、アウトソーシング率は過去最高の6.4%となりました。また、MR数が減少傾向にある中、2021年度の稼働コントラクトMR数は前年比4%増となるなど、コントラクトMRを活用したマーケティング活動が拡大しております³。

EPフォースは、2002年にアプシエ株式会社として設立され、以来20年以上にわたりCSO事業 4を主とし付加価値の高いサービスを提供してきました。直近ではオンコロジーを中心に専門領域において独自のネットワークを有し、オンコロジーを専門とするMRの育成や病院研修等、スペシャリティ領域で様々なサービスを展開しております。

また、当社と2020年5月より製薬企業向け医薬品マーケティングサービスの共同開発を開始し、当社のチャット型リモートコミュニケーションツール「MedPeer Talk」をEPフォースのMRが活用することで、効率的に期待症例保有医師の発掘が可能となる等、製薬企業の次世代型マーケティングへの移行を積極的に支援するとともに、時勢に沿った新たなマーケティングソリューションを開発・提供してまいりました。

当社は、本株式取得により、「MedPeer」に蓄積される集合知とEPフォースが有する優秀なMR人材を掛け合わせることで、医師一人ひとりのニーズに応じた情報提供が可能になるとともに、スペシャリティ領域への取り組みを加速させている製薬企業のニーズに合致した新たなマーケティングサービスの提供ができると判断し、本株式取得の合意に至りました。

1. Medical Representative (医薬情報担当者)。製薬企業等に所属し、医師や薬剤師等の医療従事者に対し、医薬品の品質、有効性等に関する情報提供・伝達等を主な業務として行う。
2. CSO (Contract Sales Organization (医薬品販売業務受託機関)) に所属するMR。製薬企業に代わり、営業やマーケティング業務を受託・代行する。
3. 日本CSO協会「わが国のCSO事業に関する実態調査 -2021年度-」
4. Contract Sales Organization (医薬品販売業務受託機関)。製薬企業に代り、営業・マーケティング業務 (MR業務) を受託または代行する個人または組織・団体で、MRが医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する。

(3) 企業結合日

2022年10月3日 (みなし取得日2022年10月1日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

MIフォース株式会社

(6) 取得した議決権比率

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2023年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,000,000千円
-------	----	-------------

取得原価 5,000,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 21,950千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれん

2,276,149千円

のれんは、第1四半期連結会計期間において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に計算された金額でありましたが、当連結会計年度末に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、主として無形固定資産である顧客関連資産に2,459,000千円、繰延税金負債に850,568千円が配分された結果、算定されたのれんは3,897,190千円から1,608,432千円減少し、2,276,149千円となっております。

(2)発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3)償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,607,902千円
固定資産	162,161
資産合計	1,770,063
流動負債	586,822
固定負債	67,822
負債合計	654,644

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却方法及び償却期間

(1)無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳

顧客関連資産（継続顧客）	2,273,000千円
顧客関連資産（受注残高）	186,000千円

(2)主要な種類別の償却方法及び償却期間

顧客関連資産（継続顧客）	14年間にわたる均等償却
顧客関連資産（受注残高）	1年間にわたる償却

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～31年と見積り、割引率については、0.4%～0.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	78,815千円	79,123千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
企業結合に伴う増加	-	8,355
時の経過による調整額	307	322
期末残高	79,123	87,801

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,302,315千円	1,260,471千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,260,471	3,367,420
契約資産(期首残高)	65,411	77,178
契約資産(期末残高)	77,178	62,370
契約負債(期首残高)	21,458	159,285
契約負債(期末残高)	159,285	79,814

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

4. 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別も予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) セグメント区分の変更

当社グループは、当連結会計年度より、報告セグメントを「ドクタープラットフォーム事業」、「ヘルスケアソリューション事業」の2区分から、「集合知プラットフォーム事業」、「医療機関支援プラットフォーム事業」、「予防医療プラットフォーム事業」の3区分に変更しています。

また、当連結会計年度より各セグメントをより実態に即した費用負担で管理するために、「ドクタープラットフォーム事業」に含まれていた費用の一部を全社費用に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分方法により報告セグメントに基づき作成したものを記載しています。

(2) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、取り扱うサービスについて主体的に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、当社及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「集合知プラットフォーム事業」、「医療機関支援プラットフォーム事業」、「予防医療プラットフォーム事業」の三つを報告セグメントとしております。

(3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「集合知プラットフォーム事業」は、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」の16万人以上の医師会員を基盤として製薬企業・医療機器メーカー向けマーケティング・営業支援サービスを展開しております。

「医療機関支援プラットフォーム事業」は、医療機関や医療現場の業務効率化支援を展開しております。

「予防医療プラットフォーム事業」は、コンシューマー向けヘルスケアサービスを展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、2023年9月30日で終了した連結会計年度にかかる連結財務諸表作成において採用している当社グループの会計方針と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益および振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報
 前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	集合知プラットフォーム事業	医療機関支援プラットフォーム事業	予防医療プラットフォーム事業	計		
売上高						
一時点で移転される財またはサービス	3,097,259	131,380	904,035	4,132,675	-	4,132,675
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	2,855,306	335,382	1,128,748	4,319,437	-	4,319,457
顧客との契約から生じる収益	5,952,566	466,762	2,032,783	8,452,113	-	8,452,113
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,952,566	466,762	2,032,783	8,452,113	-	8,452,113
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,828	5,416	9,150	18,395	18,395	-
計	5,956,395	472,179	2,041,934	8,470,508	18,395	8,452,113
セグメント利益	2,206,774	64,419	126,387	2,397,580	1,333,864	1,063,716
セグメント資産	1,496,605	414,903	400,258	2,311,767	7,039,240	9,351,008
その他の項目						
減価償却費	58,201	769	21,127	80,098	57,597	137,696
のれん償却額	36,828	11,260	-	48,089	-	48,089
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	52,675	5,448	36,792	94,916	62,967	157,883
のれんの未償却残高	82,863	349,083	-	431,947	-	431,947

注1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去9,060千円、各報告セグメントに配分していない全社費用1,342,924千円が組みこまれております。
- (2) セグメント資産の調整額7,039,240千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、繰延税金資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額62,967千円は、主に本社における設備等への投資額であります。

注2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	集合知プラットフォーム事業	医療機関支援プラットフォーム事業	予防医療プラットフォーム事業	計		
売上高						
一時点で移転される財またはサービス	2,406,785	187,062	1,090,800	3,684,648	-	3,684,648
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	9,391,185	312,204	1,152,797	10,856,167	-	10,856,167
顧客との契約から生じる収益	11,797,970	499,266	2,243,598	14,540,835	-	14,540,835
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	11,797,970	499,266	2,243,598	14,540,835	-	14,540,835
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,145	2,619	653	7,417	7,417	-
計	11,802,115	501,886	2,244,252	14,548,253	7,417	14,540,835
セグメント利益又は損失（ ）	2,403,148	91,820	171,666	2,482,994	1,362,997	1,119,997
セグメント資産	7,794,691	392,286	452,491	8,639,469	6,522,694	15,162,163
その他の項目						
減価償却費	409,834	1,138	18,786	429,759	72,203	501,962
のれん償却額	264,443	45,043	-	309,486	-	309,486
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	60,346	-	16,854	77,200	31,935	109,135
のれんの未償却残高	2,094,569	304,040	-	2,398,610	-	2,398,610

注1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失（ ）の調整額には、セグメント間取引消去20,880千円、各報告セグメントに配分していない全社費用1,383,877千円が組みこまれております。
- (2) セグメント資産の調整額6,522,694千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、繰延税金資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額31,935千円は、主に本社における設備等への投資額であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

注2 セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略して
おりません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載して
おりません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略して
おりません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ファイザー株式会社	1,797,628	集合知プラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1．連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1．連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	石見陽	-	-	当社代表取締役	被所有 直接24.52 間接5.77	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使	23,712	-	-

2．連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	350.71円	382.10円
1株当たり当期純利益	37.62円	28.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	35.78円	27.99円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	812,388	617,678
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	812,388	617,678
普通株式の期中平均株式数(株)	21,592,622	21,804,317
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,110,923	265,961
(うち新株予約権)(株)	1,110,923	265,961
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	50,000	0.45%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	62,090	572,526	0.33%	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,611	1,642	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	67,033	3,186,757	0.32%	2023年10月1日～ 2031年7月5日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3,155	1,365	-	2023年10月1日～ 2025年6月20日
合計	183,889	3,812,290	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」、返済予定が1年を超えるリース債務は、固定負債の「その他」に含まれております。

4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	531,300	531,300	531,300	531,300
リース債務	1,365	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,686,311	7,129,040	10,682,957	14,540,835
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	474,584	735,082	853,862	1,046,606
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	270,350	380,411	408,657	617,678
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	12.42	17.42	18.71	28.33

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	12.42	5.03	1.29	9.64

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,045,727	3,484,643
売掛金	693,435	857,496
前払費用	112,306	166,386
その他	107,986	123,925
流動資産合計	5,959,456	4,632,452
固定資産		
有形固定資産		
建物	102,523	88,658
工具、器具及び備品	87,484	72,117
有形固定資産合計	190,007	160,776
無形固定資産		
ソフトウェア	84,998	84,440
無形固定資産合計	84,998	84,440
投資その他の資産		
関係会社株式	951,364	5,969,915
関係会社長期貸付金	265,000	435,000
敷金	162,574	267,662
繰延税金資産	112,194	117,216
その他	23,563	32,162
貸倒引当金	45,000	45,000
投資その他の資産合計	1,469,696	6,776,956
固定資産合計	1,744,702	7,022,173
資産合計	7,704,158	11,654,626

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	223,758	235,553
未払費用	25,917	43,677
短期借入金	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	32,184	540,202
未払消費税等	48,933	35,175
未払法人税等	82,959	26,613
契約負債	48,532	20,631
預り金	16,927	43,225
賞与引当金	73,820	75,121
役員賞与引当金	-	5,609
ポイント引当金	172,754	187,425
その他	379	-
流動負債合計	776,167	1,263,236
固定負債		
長期借入金	-	3,150,048
関係会社事業損失引当金	-	9,291
資産除去債務	61,299	61,537
固定負債合計	61,299	3,220,877
負債合計	837,466	4,484,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,051,041	2,244,624
資本剰余金		
資本準備金	2,111,831	2,305,414
資本剰余金合計	2,111,831	2,305,414
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,694,885	2,912,440
利益剰余金合計	2,694,885	2,912,440
自己株式	644	300,745
株主資本合計	6,857,113	7,161,734
新株予約権	9,578	8,778
純資産合計	6,866,691	7,170,512
負債純資産合計	7,704,158	11,654,626

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1 4,681,049	1 4,284,271
売上原価	1 1,287,122	1 1,110,376
売上総利益	3,393,926	3,173,895
販売費及び一般管理費	1、2 2,541,306	1、2 2,725,522
営業利益	852,620	448,372
営業外収益		
受取利息	1 2,476	1 1,668
業務受託料	1 21,818	1 33,396
その他	1,181	1,205
営業外収益合計	25,476	36,270
営業外費用		
支払利息	301	12,422
自己株式取得費用	-	1,020
為替差損	5	-
その他	229	392
営業外費用合計	535	13,835
経常利益	877,560	470,808
特別利益		
貸倒引当金戻入額	30,000	-
新株予約権戻入益	47	-
特別利益合計	30,047	-
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	-	9,291
投資有価証券評価損	-	117,645
関係会社株式評価損	20,000	-
特別損失合計	20,000	126,937
税引前当期純利益	887,607	343,870
法人税、住民税及び事業税	252,367	131,336
法人税等調整額	13,092	5,021
法人税等合計	239,274	126,314
当期純利益	648,332	217,555

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	472,183	36.0	527,497	46.3
経費		838,057	64.0	611,986	53.7
小計		1,310,240	100.0	1,139,483	100.0
仕掛品期首棚卸高	2	-		-	
合計		1,310,240		1,139,483	
仕掛品期末棚卸高		-		-	
他勘定振替額	3	23,117		29,107	
売上原価		1,287,122		1,110,376	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	608,771	421,131
通信費	83,917	91,683
減価償却費	48,236	43,673

2 前事業年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用いたしました。この結果、前事業年度の仕掛品期首棚卸高は271千円減少しております。

3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	23,117	29,107
計	23,117	29,107

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,048,471	2,048,471	576	6,127,394	9,634	6,137,028
会計方針の変更による累積的影響額				1,918	1,918		1,918		1,918
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,046,552	2,046,552	576	6,125,475	9,634	6,135,110
当期変動額									
新株の発行	14,563	14,563	14,563				29,127		29,127
新株の発行（新株予約権の行使）	7,939	7,939	7,939				15,879		15,879
株式交換による増加		38,365	38,365				38,365		38,365
自己株式の取得						68	68		68
当期純利益				648,332	648,332		648,332		648,332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								56	56
当期変動額合計	22,503	60,869	60,869	648,332	648,332	68	731,637	56	731,581
当期末残高	2,051,041	2,111,831	2,111,831	2,694,885	2,694,885	644	6,857,113	9,578	6,866,691

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,051,041	2,111,831	2,111,831	2,694,885	2,694,885	644	6,857,113	9,578	6,866,691
当期変動額									
新株の発行	177,625	177,625	177,625				355,250		355,250
新株の発行（新株予約権の行使）	15,957	15,957	15,957				31,915		31,915
自己株式の取得						300,100	300,100		300,100
当期純利益				217,555	217,555		217,555		217,555
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								800	800
当期変動額合計	193,582	193,582	193,582	217,555	217,555	300,100	304,621	800	303,820
当期末残高	2,244,624	2,305,414	2,305,414	2,912,440	2,912,440	300,745	7,161,734	8,778	7,170,512

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～31年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社に対する投資を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

広告配信

広告配信では、当社が運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

運営サービス

当社が運営する薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	951,364千円	5,969,915千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうちMIフォース株式会社の株式については、のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値を反映した価額で取得しております。のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値等が見込めなくなり、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。

当事業年度においては、MIフォース株式会社の株式の評価にあたり、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。) を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた49,313千円は、「未払消費税等」48,933千円、「その他」379千円として組替えております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成 30年 1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第9回及び第12回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度(2022年9月30日)	当事業年度(2023年9月30日)
短期金銭債権	72,266千円	79,093千円
短期金銭債務	2,565千円	8,375千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業取引高		
売上高	72,231千円	43,799千円
売上原価、販売費及び一般管理費	625,678千円	818,329千円
営業取引以外の取引高	14,784千円	23,025千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25.3%、当事業年度22.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74.7%、当事業年度78.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	102,577千円	105,300千円
給料及び手当	641,989	825,636
役員賞与引当金繰入額	-	5,609
賞与引当金繰入額	50,793	42,491
ポイント費用	501,368	519,751
ポイント引当金繰入額	30,972	14,670
支払手数料	482,573	449,607
地代家賃	82,846	89,180
採用教育費	181,094	132,709
減価償却費	40,051	46,304

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
子会社株式	934,015	5,955,965
関連会社株式	17,348	13,949
計	951,364	5,969,915

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 9月30日)	当事業年度 (2023年 9月30日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	52,897千円	57,389千円
賞与引当金	22,603	23,002
未払事業税	9,305	7,013
減価償却超過額	10,398	6,904
関係会社株式評価損	109,793	109,793
投資有価証券評価損	-	36,023
貸倒引当金	13,779	13,779
資産除去債務	18,769	18,842
その他	13,132	17,470
繰延税金資産小計	250,679	290,218
評価性引当額	123,572	159,595
繰延税金資産合計	127,107	130,623
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	14,912	13,407
繰延税金負債合計	14,912	13,407
繰延税金資産の純額	112,194	117,216

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 9月30日)	当事業年度 (2023年 9月30日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	1.3
住民税均等割等	0.3	0.7
雇用者給与支給額増加税額控除	3.9	6.4
評価性引当額の増減	0.3	10.2
その他	0.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0	35.8

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産	建物	137,381	-	-	137,381	48,723	13,865	88,658
	工具、器具 及び備品	192,490	28,485	19,710	201,265	129,147	43,797	72,117
	計	329,871	28,485	19,710	338,647	177,871	57,662	160,776
無形固定資産	ソフトウエ ア	253,546	31,757	-	285,304	200,863	32,315	84,440
	ソフトウエ ア仮勘定	-	29,107	29,107	-	-	-	-
	計	253,546	60,865	29,107	285,304	200,863	32,315	84,440

(注) 1 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

2 当期増加額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	社員増に伴うパソコン購入	27,891千円
ソフトウエア	自社利用ソフトウエアの稼働開始	31,757千円

3 当期減少額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	パソコン等の買い替え等に伴う除却	19,710千円
ソフトウエア仮勘定	自社利用ソフトウエアの稼働開始	29,107千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	45,000	-	-	45,000
賞与引当金	73,820	83,169	81,867	75,121
役員賞与引当金	-	5,609	-	5,609
ポイント引当金	172,754	187,425	172,754	187,425
関係会社事業損失引当金	-	9,291	-	9,291

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 https://medpeer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第18期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）2022年12月15日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年12月15日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第19期第1四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月13日 関東財務局長に提出。

第19期第2四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月11日 関東財務局長に提出。

第19期第3四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月9日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2022年12月15日 関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書

2023年6月9日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年12月19日

メドピア株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び顧客関連資産の減損処理の要否に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、企業買収により生じたのれん2,398,610千円、顧客関連資産2,188,782千円が計上されている。のれん及び顧客関連資産は総資産の30.3%を占めており、のれん及び顧客関連資産の帳簿価額の大部分をMIフォースが占めている。</p> <p>メドピア株式会社は、MIフォースののれん及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、固定資産の減損に係る会計基準等に従って、減損の兆候が存在すると判断したが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、当連結会計年度において減損損失は計上していない。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からのMR派遣の受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定しており、競合他社や市場環境の変化による影響を受ける可能性がある。</p> <p>これらの仮定を反映した割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による主観的な判断の影響を受ける。見積りに用いた重要な仮定が適切でない場合には、割引前将来キャッシュ・フローが適切に算定されず、減損損失が計上されないリスクが存在している。</p> <p>以上より、見積りに用いた重要な仮定を含む割引前将来キャッシュ・フローの評価は、職業的専門家としての判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となった買収時の事業計画及び事業計画を基礎に算定した割引前将来キャッシュ・フローの重要な仮定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>減損の兆候及び認識の判定に関する内部統制の理解及び有効性の評価 事業計画の策定プロセスを含む経営者による減損の兆候及び認識の判定に関する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <p>買収時の事業計画の理解 買収時の事業計画について、事業計画の重要な構成要素、前提及び仮定について理解した。</p> <p>買収時の事業計画と実績との比較 のれんについて、買収後に新規獲得する顧客へのMR派遣に係る、買収時の事業計画と実績を比較して、差異の要因を分析した。 また顧客関連資産について、買収時の主要な顧客へのMR派遣に係る事業計画と実績を比較して、差異の要因を分析した。 さらに、買収時の事業計画と当連結会計年度末において経営者が新たに作成した事業計画を比較して、買収時に想定した条件に関連して、のれん及び顧客関連資産の資産評価にマイナスとなる要因の有無を検討した。 加えて、将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。事業計画の成長率については、過去の実績推移や利用可能な市場予測に関する外部データとの比較を実施し、その合理性を評価した。</p> <p>のれんに関する重要な仮定の検討 買収後に新規獲得する顧客へ提供するMR派遣の受注見込み額等について、買収時の重要な仮定が現時点でも有効であるかを検討した。また、連結会計年度末後のMR派遣の売上高について、直近のMR派遣の売上高と比較して、将来予測を下方に修正する要因がないかを検討した。</p> <p>顧客関連資産に関する重要な仮定の検討 買収時の主要な顧客の継続率について、買収時の重要な仮定が現時点でも有効であるかを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、メドピア株式会社の2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、メドピア株式会社が2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月19日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の減損処理の要否に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度の貸借対照表に、関係会社株式が5,969,915千円計上されている。関係会社株式は総資産の51.2%を占めており、関係会社株式の帳簿価額の大部分をMIフォース株式が占めている。</p> <p>関係会社株式のうちMIフォース株式については、のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値を反映した価額で取得している。のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値等が見込めなくなり、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる。</p> <p>会社は減損処理の要否を検討するに当たり、取得価額とのれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値を反映した実質価額を比較しており、当該実質価額に含まれる超過収益力及び資産価値の評価については、連結貸借対照表に計上されているのれん及び顧客関連資産と同様の経営者による見積りの要素が含まれる。</p> <p>以上より、MIフォース株式の評価は、のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値に影響を受けるため、職業的専門家としての判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値の評価に係る監査上の対応については、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項を参照。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。